

淀川水系流域委員会 第28回琵琶湖部会

議 事 録 (確 定 版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部部会長、西野委員

日 時：平成16年10月13日（水）10:00～13:00

場 所：コラボしが21 3階大会議室

〔午前10時 2分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、また委員の皆様のご出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第28回琵琶湖部会を開会させていただきます。司会進行は、庶務を担当しておりますみずほ情報総研が務めさせていただきます。私は都市・地域研究室の中島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に幾つかご確認、お願いをさせていただきます。まず、配付資料の確認をさせていただきます。議事次第の下に、第28回琵琶湖部会配付資料リストがございます。資料1から参考資料1まででございますけれども、資料1が整備内容シートにかかわる各委員からの意見ということで1枚紙の資料がございます。あと、資料2 - 1、2 - 2はダムに関する資料でございます。資料2 - 1が3ダムサブワーキングにおける検討状況、2 - 2がダムワーキングにおける検討状況ということで、それぞれ結果報告の確定部をつけさせていただいております。あと資料3でございますけれども、河川整備計画進捗状況の資料ということで、これは河川管理者からの資料になります。あと、資料4、委員会における今後のスケジュール、参考資料1ということで、委員及び一般からのご意見ということで配付させていただいております。

それと、河川管理者からの提供資料でございますけれども、琵琶湖の水位低下抑制のための取り組み、水需要抑制のための節水ピーアールと、両面コピーの1枚紙の紙とパンフレットでございますけれども、「節水でびわこ・淀川の生き物たちの命を守ろう」と、このパンフレットを配付させていただいております。これにつきましては後ほどご説明をいただく予定でございます。

続きまして、発言に当たってのお願い等でございます。本日は一般傍聴の方にもご発言いただく時間を設けさせていただく予定でございます。その際には、水色の発言に当たってのお願いをご一読いただければと思います。また、委員の方々の審議中につきましては一般傍聴の方々のご発言はご遠慮いただきます。ご協力お願いいたします。

あと、会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々におかれましては、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でご発言いただくということでお願いいたします。あと、携帯電話等をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定願いたいというふうに思っております。本日は13時には終了させていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回の琵琶湖部会に関しまして、私ども庶務の不手際から日程変更をさせていただくことになりました。委員会の庶務として十分機能しなかったということで、この場をお借りしましてお

わびさせていただきます。申しわけございませんでした。

今後、日程調整につきましては十分注意した上で実施させていただきたいというふうに思っております。

それでは審議に移りたいと思います。川那部部会長、よろしくお願いいたします。

〔審議〕

○川那部部会長

久しぶりの部会でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど庶務の方からお話がございましたように、8月、9月とやる予定がなくなりまして大変申しわけございませんでした。今のような話のほかに、私からは庶務の方に、この庶務は委員会の庶務であるということをもっと本格的に考えないといけないと非常に厳しく申しておりますので、私の耳にもいろいろなところから、ここしばらくの庶務に関する不満がいっぱい来ておりますけれども、その点はきょうで一応ご了解をいただきました上で今後のやり方を見ていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1) 河川整備計画基礎案に係る具体的な整備内容シートに関する検討

○川那部部会長

それでは早速議題の方に入らせていただきたいと思います。まず第1番目には整備内容シートにかかわる各委員会からの意見ということでございます。ご承知のように私はかなり率直なことを言いますのでお許しいただきたいと思うのですが、整備内容シートは、ご承知のように基礎原案に対する整備内容シートが出まして、これについてはこの部会でもかなりの議論をしてもらって、その答えをある程度までは出したということでございます。それをいろんな形で入れていただいたりするところもあって、基礎案の整備内容シートという大変大きなこんなものができてまいりました。

その中に何人かの部会の委員の方からも、あるいは外の方からも、あれだけ違っているものがちゃんとあるので、これに対する意見をちゃんと言うべきというのはもちろんございましたし、これは「河川管理者」の方からも、問題があれば言えということをお願いいたしまして、何分にも物すごく大きなものでございますので、委員の方々にはできるだけ文書で、8月半ばぐらいに集まりがあったのかな、いただきたいというふうに申し上げておりましたのですが、余りにも大き過ぎたというふうなこともあるのでしょうし、あと少しおくれたということもあって、ここにございますように文書としていただいたのは資料1の2人だけでございます。

そういう状況でございますが、やはりこの問題をいつまでもほうっておくというわけにはまいり

ませんので、とりあえずきょう2人の方が出していただいた内容を少し皆さんにごらんいただいたと同時に、お書きにならなかった方で、ここの点についてはどうであるかというようなことがございましたら少し議論をしていただきたいというふうに存じております。その件でございます。

急な話で申しわけないのですけれども、8月に開く予定だったときは私はどうしても出られないということで江頭部会長代理に、もしも来たときにはどうぞよろしくなんていうことを申したような思いがありますけど、何かきょうご発言いただけるようなことが特にあれば。なければそれで結構です。ありませんか。

それでは、川端さんと小林さんからご意見が出ておりまして、小林さんは残念ながらきょうはお休みでございますけれども、これを見ていただいたり、あるいはほかの方からでも整備内容シートの基礎案に関する、この大きなものに関する問題について何か特に今おっしゃっていただくことがありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

川端さん、書いていただいて大変ありがとうございましたけど、何かつけ加えておっしゃるようなことが特にあれば。

○川端委員

結構です。

○川那部部会長

困ったな。ございませんでしょうか。

そうすると、こういう聞き方をさせていただくと大変委員の方には申しわけないのかもしれませんが、過去に私のところの耳に入っている内容からいえば、この2つの問題以外には何も整備シートには問題がないというようなお考えであればこれで打ち切ったらいいいのですけども、どうもそうではないような気がいたしますので、次のときまでぐらいに、これは日を限った方がいいかと思えますけれども、例えば10月何日かまでに、もしもこの点についてはあの整備シートの内容は問題があって早急に考え直してほしいというようなご意見がありましたら出していただくということにいたしましょうか。

こんなことを繰り返すまでもないのですけども、時間がたってますから万が一お忘れのこのために申しましたら、この整備シートの内容については、我々は全部一つずつについていいとか悪いとか言う必要は全くないことでして、何も申さなければそれはそのまま進んで、少なくとも消極的に了承したということになるというのが考え方でございます。ご意見がある場合にはそれを出していただいて、部会としても考え、委員会としても考えという順序を通すのが正規のルートだと思いますので、ぜひ早い機会にそれを出していただきたいというふうに思います。

いつごろにしましょうか。こんな大きなものを見るのは大変やというのが一方でありますけども、あんまり長い時間置いておいても、また何ということもないかもしれませんし。この月じゅうぐらいでよろしゅうございますか。では、この月じゅうにあれば出していただきたいと。もちろん、どういうふうにという具体的なことを書いていただいたら大変ありがたいわけですが、メモのようにここの点ではどうだという形で書いていただくのも構いませんので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、もしもたくさん出てまいりました場合には少し整理をさせていただきたいと思いますので、その整理役は、まことに申しわけありませんが、庶務と同時に江頭さんに続投していただければありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。庶務の方へ出してきましたら、庶務の方から江頭さんの方に回りまして、そこで少し整理をしていただいて、次あるいはその次ぐらいのときに少し議論させていただきたいということにしたいと思います。

第1番目の議題はそんなことでよろしゅうございますでしょうか。何か今の段階で、いわゆる「河川管理者」の方から特にご発言がありますか。なくてもどっちでもいいですけど。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所長の河村でございます。

具体的に川端委員、小林委員からいただいていることに対しましては、整備シートを次回修正する段階においては反映させていただきたいと思っております。個別の話になりますが、例えば、川端委員の出された意見に対しましてはすべて琵琶湖部会に関係するものばかりではなくて、それぞれ、淀川、猪名川に関係するものが多く含まれておりますので、こういったものも含めて修正をかけさせていただきたいと思います。

琵琶湖に関係するのは、例えば「2）の環境40」というのは、これは特になしというご意見、それから「4）環境55」ということで、ナカセコカワニナの関係です。これは写真とかについて、航空写真であるということが若干わかりにくかったところだと思いますし、産卵、幼生環境、これは反映させていただきたいと思っているところでございます。琵琶湖に関係するのはこの2点でございました。

それから、2番目の小林委員からのご意見、河畔林に関係する話でございます。こちらの治水機能等を考慮して総合的にというご意見ですので、このあたりは個々の話というよりは全体の話の中で考えていきたいと思っているところでございます。また、後半のところの住民参加に関係する話も、基本的には環境管理基本計画がありますけれども、今回、河川保全利用委員会が、今度11月7日に立ち上がることになっておりますので、この段階で、例えば基本理念を作成した上で地域の住

民の方々の声を聞きながら、河川敷の適正利用も含めて、河川敷内をどうするかというのはその場で個々に議論をいただこうかと思っているところでございますので、こういったところも反映させて考慮していきたいというふうに考えているところでございます。私の方からは以上でございます。

2) ダムWG・SWGの報告と問題点等に関する検討

○川那部部会長

ありがとうございました。それでは、議題の2の方に移らせていただきたいと思います。

淀川水系委員会全体としてダムのワーキンググループができ、その中でサブワーキンググループが3つできたことは皆さんご承知のとおりで、と申すよりかなりたくさんの琵琶湖部会の方もそこに参加していただいているわけでございますけれども、琵琶湖部会の、正式に部会の範囲内に属しているのは1つだけでございますけれども、関連するという形であと2つのものも含めて3つのダムに関するサブワーキンググループがまずできておりまして、それを含めた全体のワーキンググループができていることは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、その辺で、まず資料の2を使って3つのダムのサブワーキンググループのリーダーとして水山さんからご説明をお願いしたいと思います。

○水山委員

水山でございます。

3つのダム、丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダムの再開発を扱っております。これまでの経緯と現状をご報告して、今後の見通しを少し話したいと思います。

図にできればよかったのですが、資料の2-1、2-2でご説明いたします。先に結論的なことを言いますと、ダムに関してもそうですし河川計画に関してもそうですが、治水、利水、環境、順番は特に意味がありませんけれども、そういう立場から検討していくということで作業に入りました。結論的には、利水については大阪府などとまだ検討中の部分があって、それを待たないと動けない。予断で動いてもむだであるという状態で、それを待っている状態であります。治水等につきましては議論になりましたので、後ほどご説明申し上げます。

治水に関しましても現在作業中であるという話でありまして、9月いっぱいぐらいまでは作業に時間を要するということで、それを待っています。ただ、10月4日のダムワーキングでしょうか、9月29日の委員会だったでしょうか、大戸川ダムにつきましても高時川につきましても、県の治水計画が上位といたしますか片方にありまして、それを待って、そっちを見ながらダムの位置づけを議論する必要があるというようなことになってきておりまして、そのままいきますとさらに作業がおくれるというような状況であります。そのようなことで、少しネタがないような状態で議論に入り

ました。資料2 - 1にありますように3ダムのワーキングは2回行っております。

経過説明でございますが、まず丹生ダムにつきまして、高時川の瀬切れがあるんだと、これを丹生ダムによって緩和するんだ、解消するんだという説明がありました。皆さん議論の結果、100%同じ意見というわけではありませんけれども、全体の雰囲気としましては、ダムができたことによってプラスの効果としてそういうものをカウントするのはいいけれども、それが目的の1つとして、瀬切れ解消のためにダムをつくるというのは説得力がないのではないかと、無理ではないかというのが大方の認識と理解しております。

それから、常に出てきますのが琵琶湖に関する水質の話とか、特に渇水のときに下がり過ぎないためにという話があるのですが、これにつきましては異常渇水にどこまでに対応するのかを含めて、サブダムというか委員会としてもまだ議論中と私は認識しております。

また、琵琶湖水位の操作に関しましては、環境の観点から別の検討会がありますし、そういうものをどこで総合化してどういうぐあいに結論づけていくのかというのが私は理解しかねるところであります。

次に天ヶ瀬川の再開発ですが、大戸川ダムも関係しますけれども、宇治川の流量、計画の流量ですけれども、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ というのがあるのですけれども、現状でも流せるんじゃないかという話とか、何で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ なんだというのがどうしても出てきます。先ほどの琵琶湖の水位と同じように非常に基本的な部分でして、この部分が揺らぐと、例えば $1,000$ でもいいじゃないかと、ちょっと数字を忘れてしまいましたので極端ですが、そういうことになると当然ダムの再開発が要らないという話になっていくわけです。

これにつきましてもいわゆる決めるものであって、大きい流量を流せるようにした方が、琵琶湖周辺にとっては浸水の時間が減るわけですから安全なわけです。それが、一応図としては $1,500\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいでコストが上がるというようなことで $1,500$ だという説明もありますが、こういうものは政治的なものも含めて、歴史的なものも含めて決める世界であります。現在もくすぶっている状態であります。

代替案の話も少々ありましたけれども、それよりも大戸川を含めてですが、治水上の説明をまずしないと、先のダムワーキングにも丹生ダムの代替案が、以前出たものがもうちょっときれいな絵になって再度出ているのですけれども、まず治水上の説明があって、その効果に対応する代替案という話にならないと話が進んでいかないと私は理解しております、基本になる治水の部分の説明がいまだにないという状態であります。

さらに、2回目の3ダムのサブワーキングのときに、丹生ダムができたとして、どういう影響が

琵琶湖に対してあるんだという説明がありました。終わってから、一部委員からは意味のない議論だというような話がもう出たのですが、せっかく検討されて準備ができたので伺ってみましょうということで議題としました。

以上のように利水、治水、環境と、私の認識では基本的に環境が目的としてダムができるということはないと考えてますので、ダムができたときの環境へのプラスの効果、マイナスの効果ということになりますので、まずは治水と利水ですが、ともにこういうことからこれだけの必要性があって、したがってダムとしてはこれだと、その代替案としてはこうだという話に行くその前の段階でまだとまっているというのが現状であります。

それに対しましてダムのワーキング、それから委員会で、特に利水に関しましては芦田委員長もそういう発言をされておりますが、もう新規利水はないとして作業してはどうかというような意見が出ております。私もどこかの段階でそういう作業をしてもいいだろうとは思ってますが、まだ現状としては待っている、そしていつになるのかなというスケジュールを、治水、利水、両方に関しまして何度か問い合わせしているような状態ですが、けさお伺いした中でも、何月末までにはとかいうようなはっきりしたものが出ませんので、これはもうずるずるいくなと思っております。

それならそれで、今のような新規利水なしで治水もこの程度というような、そういう前提を置いた、ある意味でフリーな討論会というようなものを3ダムのサブダムワーキングの中で設定せざるを得ないかなと個人的には思っております。まだどなたとも話をしておりません。というのが中間の経過報告であります。よろしくお願いします。

○川那部部会長

ありがとうございました。このサブワーキンググループ、あるいはワーキングのときにはほかの方もかなりたくさんお出になっているかと思えますけど、何か特に追加してご発言になることはございますでしょうか。

ございませんでしたら、資料2 - 1、2 - 2について、どなたからでもご議論いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。どなたからでも何か言うてください。

はい、仁連さんどうぞ。

○仁連委員

仁連です。

口火を切る意味で発言をさせていただきたいと思いますが、今、水山リーダーから議論の紹介があったのですが、ダムは目的を達するための手段という話だと思うのですが、手段から目的の方も議論せざるを得ないというふうな状況になっているのかなと思うのです。手段を議論してから

目的を議論するということだと、目的をまず確かなものにしておかないとどういう手段を選んだらいいのかという議論が確定しにくいと思います。どういう目的を達成するために河川管理、河川整備ということを考えるのかという、そこをまず確認したいなと思っているのです。それに関しまして1つ私の意見があります。

今、水山リーダーからも議論がありましたように、ダムの議論というのは治水の目的を達成するためにどのような手段を選ぶのかということがやはり優先して議論するべきだと思います。ほかの目的を入れてくると議論がなかなか前へ進まないというような気がいたしますので。

○川那部部会長

今のようなことに関連して、何かほかの方でも。今のは「河川管理者」への、ある意味で質問なのですが、それのお答えはまた後でしていただくと。どなたか、今のような形ででも含めて、「河川管理者」に質問なさるような内容のことがありますか。

はい。では、水山さんの方から何かあったら。

○水山委員

天ヶ瀬ダムの関連で1つ言い忘れたのでそれを申し上げます。おっしゃるとおりで、私としては目的というか数字も含めて決まった状態で作業に入りたいのですが、どうしても議論として、意見として出てしまいます。私が1つ言い忘れたのは塔の島の景観の議論でして、丁寧なモニタージュなんかもつくって、できるだけいじるな。ちょっと流量を減らせば、ますますいじらなくては済むではないか。河川管理者側はできるだけ景観が変わらないような状態で努力しているというので幾つか絵が出ておりまして、大方ではこれぐらいならという雰囲気だと私は思うのですが、皆さんが皆納得するわけではなくてという状態であります。

そんなふうに、数字は仮の数字でもいいからとにかく決めないと話が始まらないと思っているのですが、どうしても議論が、琵琶湖もそうですし、私は $1,500\text{m}^3/\text{s}$ は、まず $1,500\text{m}^3/\text{s}$ で議論としてはやりたいと思っております。時々、河川管理者側も、別に頑張らなくてもいいんだみたいなことをおっしゃるものだから、私の方が、それでいいのかと思うというのが実情であります。

○川那部部会長

嘉田さん。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。

今、ダムの目的というところが出てきましたのでその点で1つ。いつも申し上げていることなのですが、改めて琵琶湖部会として意見を言わせていただきたいと思うのですが、さまざまな治水政

策の中で、ある意味で大変計算のしやすい数字に議論が特化していくのですね。何トン流す、あるいは何秒間で何トン流す。これは河川管理者の河川工学の知識としては大事なのですが、治水の最終目的は何なのかということを改めて考える必要があると思います。この夏、新潟、福井、あるいは今回の台風16号でもそうですけれども、各地で予想外の水害の被害が起きているわけです。それは、例えば新潟の五十嵐川でしたら、上流に治水ダムが2つあってもやはり堤防が破堤し、しかも死者が出ているというようなことで、本当にどういう被害が起きるのかということも含めた形で、もう少し社会的な、人間的なところでも治水政策を考えないといけない、水量だけの議論ではないと思います。

これはいつも申し上げておりまして、今本リーダーからも、「じゃ、具体的にどういう対策をとったらいいのかあんたが出せ」と言われておりますが、それは私どもも今努力しております。今の仁連委員の治水の目的は何なのかということを改めて、「人命を失わない」、あるいは「被害を受けたとしても床上浸水にはしない」。あるいは、今回の新潟でも、堤防が切れたことによって土砂が流れ、大変な被害になったわけです。堤防が切れずに上水（うわみず）だけだったら、同じ浸水でも後の生活再建というのは少しは希望が持てる。そういう意味で、被害者がどういうふうに住生活再建をしていくのか、そのときに補償あるいは保険をどうするか、まさに社会経済的なところまで含めた形での議論を周辺でしなければいけなくて、それが経済学なりそういう人たちの役割だろうと思うのです。その治水の目的というところで周辺の議論ではありますけれども、ここで改めて指摘をさせていただきたいと思います。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかには。

寺川さんどうぞ。

○寺川委員

先ほど水山リーダーの方から大体おまとめいただきましたので私もそれでいいだろうと思うのですが、1つ、水位操作といいますか水位の問題で、議論中ではあるのですが、1つの方向としましては、丹生ダムと大戸川ダムで、いわゆる水位低下とかそれを改善するということで出ているのですが、それに対して本当にそれで改善できるのだろうか。むしろ、瀬田川洗堰の水位操作を改善することによって、見直すことによって改善を図るべきではないかというあたりもあったのではないかというふうに思いますので、その辺をつけ加えておきたいと思います。

○川那部部会長

ほかにはいかがでございましょうか。

忘れてましたけども、琵琶湖部会の部会委員ではないのですが、今本さんと細川さんが来ていらっしゃると思いますので、その方は後でしゃべらないといかんのやというふうにご遠慮なさる必要はないと思いますから、部会の人間と同じように、もしありましたらご発言いただきたいと思います。

ほかには。はい、どうぞ中村さん。

○中村委員

中村です。

琵琶湖部会の会合で、琵琶湖部会として全体の議論をどういうふうを受けとめて、現時点でどういう認識をしてどういう判断をしていくかということになるのですが、そのときに、どうしても琵琶湖部会の意見書というところが非常に重要になるわけですね。当然、琵琶湖部会の意見書を書いた時点から、具体的な検討に入るなり新しい情報が提供されるなどして、この意見書と現状の関係というのは、当初考えていたものとは多少違ってきているということはあっても構わないと思うのですが、非常に重要なことをその提言の中で書いているわけです。

例えば検討を促す点ということ、例えばダムについては、丹生ダム、大戸川ダムにおいてまず建設しないことを前提とする代替案について踏み込んだ検討をすべきであるなり、水需要の精査に基づく利水傾向についても、まずは節水や水の再利用の新しい水政策や水哲学を強く反映する代替案の可能性について踏み込んだ検討がされたいというようなことがございますし、環境の面についても、長期にわたってその影響が出てくるような琵琶湖特異な問題について十分配慮した計画の検討を進めていただきたいということを言っているわけです。

今さまざまな議論がされているものと、琵琶湖部会で意見書として提出したもののギャップ、あるいは進捗の程度というのは、結論が来年の初頭に出る前までにきっちりやり、できているところについてはそれをどういうふうの評価し、できていないところについては、できてないことでやむを得ないということであっても、それを琵琶湖部会としてはどういうふうに考えるのかということとはぜひやるべきじゃないかなというふうに考えてます。そういう非常に全体的な意見なのですが、それをきょう議論していただきたいなという気はします。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかには。

もしなければ、むしろまだあってもいいのですけれども、幾つか出たところで、水山さんがつけ加えてくださることがあれば何かおっしゃっていただいて、なければそれで「河川管理者」の方から今のような質問、あるいは意見に対して答えていただく、あるいは意見を言うていただくということがあればお聞きしたいと思いますけれども。

○水山委員

特にありません。

○川那部部会長

それでは「河川管理者」の方、先ほど幾つかの質問あるいは意見が出てましたけれども、今の段階でそのことについて何か答えていただくこと、あるいは言うてくださることがあればお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

河川調査官の児玉です。

まず、ダムの目的ということについて仁連さんの方からございましたけれども、これはお手元の資料、分厚いものがありますが、そのダムワーキングのときの資料ですけども、その附せん紙が張られておりますが、4の という資料がございます。ダムワーキングに出席されている方は、多分ごらんになってあれかとおわかりになるかと思うのですが。

一つ一つご説明はいたしませんけども、ここに丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発について、それぞれ一番左の欄に現計画での目的と書かれておりますけれども、これは、現という意味は今までのという意味です。これからつくるという意味ではなくて、今まで、流域委員会での議論が始まる前までというふうにご理解いただければいいかと思います。

それに対しまして真ん中の欄が、現時点、私どもの方で、整備計画の素案の中でそれぞれのダムについてこういう効果があるという項目を掲げさせていただいています。例えば丹生ダムであれば治水、2つ目の丸は瀬切れを解消するという効果、3つ目は琵琶湖の水位低下抑制、それと異常洪水時の緊急水の補給、そして利水という、こういったものが効果として考えられると書いております。

これは目的というふうには書いてませんけれども、これは現時点で、私どもはダムについて実施する、しないというのは確定しておりませんので、ここは目的と書かずにそれぞれのダムについての効果が、こういうことがあるということで書かせていただきました。ご質問に対してそれぞれの項目が目的だというふうにとらえていただいて構わないかと思います。ここには3ダム分しか出てませんが、資料がどこに入っているのか今捜せませんが、あとの余野川ですとか川上ダムについても同様のものをお出しをしております。これがダムについて申し上げれば目的に当たるわけですが、もっとそもそもの目的に返って申し上げるなら、基礎案の治水のところを見ていただくと、治水についてそれぞれどういうことを目的にしたかということについてはおわかりになると思います。ざっと振りかえると、治水の洪水に関する目的というのは、1つには破堤による被害の回避軽減、こ

れを最優先で取り組もうということでありました。

そして2つ目は、破堤はしないけれども浸水被害が生じるようなところについて、琵琶湖の沿岸の浸水被害、そして狭窄部の上流についてはこの浸水被害を軽減するというのが目標としてございます。

そして、大きな3つ目としては、これまで事業を進めてきてもう少しで完成するというような一連区間の整備の完成というのが入ってございます。

ページ数を申し上げませんでしたでしたが、基礎案の方でいうと22ページ、23ページ、24ページあたりが目的になります。私の方からは以上です。

○川那部部会長

ほかの方からの質問、あるいは意見についても何かあれば続けてずっとおっしゃってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖の河村でございます。

寺川委員からお話がありました水位の問題について、洗堰操作で解決を図るべきというご指摘でございます。

現在、琵琶湖河川事務所が設置してますワーキングの中で、ある意味環境、要するに水位の問題というのは平成4年以降の水位操作によって環境が大きく変化したということでございます。その環境の観点から、洗堰操作に関してどういうことをしたらどうなるかということを今勉強しているところでございます。いつの段階で流域委員会にお出しできるかどうかは今の段階ではわかりませんけれども、少なくとも現在検討は始めてございます。

ただ、水位操作、制限水位の話につきましては、非常にこれまでの長い歴史的な経緯の中で、長い時間をかけてようやく合意に結びついたものでございます。仮にこれを変えようということになりますと、当然またこれから行政的に、あるいは政治的な部分もあるかもしれません。少なくとも行政的には調整が必要になってくるものであるというのは、行政の立場からはそういった作業があるだろうと思っておりますので、なかなかすぐにというわけにはいかないのかなというのは、私の個人的な考えですけれども、思っているところでございますが、ただ今のままでいいということは何もしてないというわけではなくて、環境の観点、あと治水、利水の観点も含めてどうあるべきかというのは現在勉強しているところでございます。

○川那部部会長

一応先ほど4人ほどの方がありましたけども、直接のお話はそれでよろしいですか。各々の方は、「河川管理者」が全部答えると思われないでご質問になったこともあるでしょうから、それは改め

てこの委員として少し議論をさせていただきたいと思いますが、今の段階では大体それでよろしゅうございますか。

それでは委員の方、ほかの方も含めて全部、ご意見がありましたらぜひいろいろおっしゃっていただきたいと思います。何か言うてください。

はい、西野さんどうぞ。

○西野委員

西野です。

ダムワーキングに何回か参加しまして、感想なのですが、非常に論点が絞りにくいと。例えば治水の問題を議論していると、その後すぐまた環境の話があって、なかなか議論が集中できないという感じがありました。それはなぜかという、水山委員がおっしゃったように何を中心に議論するかというところが十分合意ができていない。それは、やはり治水でまずあるべきだと思います。先ほど児玉さんの方から、4 - 5で目的ということで、例えば丹生ダムでしたら治水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給、利水というふうになっているわけですけど、それをイーブンに議論するので何かわからなくなってしまう。やっぱりまず重みづけとして、ダムの目的は何かといえばまず治水、その次が利水なり環境というように重みづけをしていかないと、なかなか議論はできないなというのが感想なのです。

こんなふうに同じような形で目的を上げるのではなくて、やはり重みづけをしていくことが必要じゃないかというふうに今感じました。

○川那部部会長

ほかに。どうぞ、今本さん。

○今本委員

今本です。ダムワーキングの今後の進め方についてちょっと説明させてもらってよろしいでしょうか。

○川那部部会長

どうぞ。

○今本委員

私はダムワーキングのリーダーをしておりますが、先ほど水山さんから指摘がありましたように、確かに河川管理者からの検討結果がまだ出ていないものがあります。その一方で、随分詳しく説明を聞いてきました。また、現地も見せてもらいました。そういう状況から考えますと、私どもの任期の間に、これまで何をしてきたかということをきちんとまとめておきたいと私は考えております。

これは、これまで提言が河川管理者からの案が出る前に出しているのと同じであります。

また、基礎原案が出まして、それに対して意見書を出しましたが、その意見書を受けて基礎案というのがつくられております。実は、基礎案については、これ以上意見を出さないということで触れられてないのですが、基礎案を丹念に基礎原案と比較しますと、非常に河川管理者の方たちの努力が払われていることが分ります。これはいつか言っておきたいと思ってまして、別に褒めるわけではないのですが、たまには河川管理者を褒めるところもあってよかったなと思ってます。

問題の報告書の件ですが、きょう配られております参考資料の1、これの3ページに先ほどの3ダムワーキングの水山さんの意見が、ダムワーキンググループの今後の進め方ということで意見が出されております。つまり、きちんと説明を受けてから意見を言うべきであって、あんまりあやふやな段階で言うなというふうに私は受け取っているのですが、水山さん、それでよろしいですか。

○水山委員

私が欠席しましたダムワーキングのときの今本リーダーのメモを見させていただいたものに対して反論したメモです。

○今本委員

わかりました。ということで、必ずしもダムワーキングはすべて固まっているというわけではありません。この水山さんの意見を受けまして、昨日運営会議でこの意見が取り上げられました。ダムワーキングとしてどうするべきかと。結果として、やはり報告書を出すべきであろうということになりました。

そこで、報告書の作成に向けてこれからどうするのかということを、私なりのメモをきょう書いてきました。これはあくまでも個人的なメモですから一般傍聴者の皆さん方にはお配りしてません。委員の方に参考のためにお配りしただけで、これは正式の資料でも何でもありませんので、その辺の取り扱いをよろしくお願いします。

まず、私が考えますのは、ダムについて検討する前に、河川整備計画の目標をきちんと整理すべきだと思います。といいますのは、提言において、これからの河川整備はこれまでから転換するべきであるということで、環境、治水、利水、利用といったこと、それから住民参加、そういったことについての提言をしております。しかし、これはあくまでも、言ってみれば大目標です。河川整備計画は20年から30年ということ限定してます。そうしますと、20年から30年に何をするのかということが問題なわけです。そういう意味で例えば、いろんな方の意見をいただいているのですが、私自身それをきちんと反映できていないところもありますが、自然環境については河川、湖沼、及びその流域本来の生態系を保全する。社会環境については、歴史的景観及び文化を保全、

継承する、この辺の文章は非常に私自身もまずいと思っています。これはもっと直さないといけないとは思っているのですが、内容的には、環境としてこういうことを二、三十年の目標としたいということです。

それから治水については、破堤しないように堤防を補強するとともに、既往最大規模の洪水に対して床上浸水を回避する。この床上がいいのかどうか、先ほど床上というお話が出てましたが、これでいいのかどうか、あるいは堤防を補強するとはどういう意味か、どういう補強がいいのか、そういった議論がいろいろありますけれども、一応こういう目標を立ててみました。

利水につきましては、水需給を管理して、既往最大規模の渇水に対して断水を回避する。提言では水需要管理という言葉を出しました。水需要管理というのはどうもわかりにくいという意見もあって、提言をまとめたパンフレットがありますが、それでは水需給という言葉に変わってます。どうもその方がわかりやすいのかなと思ってここで水需給という言葉にしましたが、これでいいのかどうか、まだ検討中です。この目標をまずきちんと押さえない。ですから、これは決して決まった目標ではありませんので、ぜひご意見をいただきたいと思います。

次にダムの検討手順です。まず、ダムの主たる目的及びその効果について精査するとしています。各ダムの目的ですが、先ほどの児玉さんからのお話にありましたように、各ダムについて現計画での目的がまとめられております。この目的について本当に効果があるのかどうか、それをきちんと精査したい。効果があるものについてどう取り扱うかは問題ですが、ダム以外の方法とダムによる方法とを比較するという場合に、私はどちらが優位かというのを比較するのではなく、先ほど挙げました河川整備計画の目標を達成するのにどちらがいいかという観点から検討したいと思っています。このところも異論があるかも知れません。そういう観点からダムについての意見を言いたい。

こういう形でどこまでできるのか、また、まとめている途中で河川管理者からの報告がありましたら随時それに対して対応していきたいと考えています。例えば、利水についてはいまだ水需要の精査確認結果が報告されていません。一応新規の利水はないとして検討したいと考えておりますが、精査結果がそうじゃないということになりましたらそれに基づいた検討をしたいと思っておりますので、できるだけ早く、河川管理者の方は精査結果が出ましたらお教えいただきたいと思います。

最後に、報告書をつくる上で、このダムについては社会的関心も高いので、委員の方は、ダムワーキングの委員だけでなく流域委員会の委員一人一人が自分の意見を言ってもらいたいと思っています。

そのためには何らかのたたき台が必要だと思っています。そのたたき台に対して皆さんの意見を

聞きながら、委員会としての報告書の形に持っていきたい。そのためにはたたき台をつくる作業部会が要ということで、作業部会をつくるまで運営会議で認められましたので、現在の時点でできるたたき台を早くつくりたいと思ってます。

今後のスケジュールとしましては、11月の委員会にできればそのたたき台を示したい。1カ月間の皆さんの検討結果を受けて、12月でもう一度議論する。その議論を受けて最終案をまとめて、我々の任期切れ最後の、来年1月の委員会に報告するという形に持っていきたいと思ってます。

確かに、一つ一つのダムについてまだまだ検討しなければならないところも多いわけです。しかし、我々は4年近くもこの問題にかかわってきたわけです。我々自体がそれぞれのダムに対してどうあるべきかという意見を持つべきだと私は思ってます。それを集約して、今期の淀川水系流域委員会のダムに関する報告書にしたいと思っておりますので、どうぞご意見のある方はご遠慮なくおっしゃっていただきたい。

特にダムについては、最近になって、私は実はダムが必ず必要だと思うという意見を言われる委員がおります。なぜこれまでに言ってくれなかったのか、なぜ必要だという理由を示してくれないのか、非常に私は不満です。意見を言わないということは委員としての義務を放棄しているものだと言ってもいいと思います。

ですから、先日、念のため、基礎原案から基礎案、それから基礎案と基礎原案の比較を庶務から各委員の方に送ってもらいました。ぜひこれは読んでいただきたい。そして、一人一人がダムについて考えていただきたい。これが私の希望です。以上です。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかに、あるいは今のことについて何かございますでしょうか。

ここで議論することかどうかわからないのですが、今本さんがおっしゃったので2つだけ私から申し上げておきたいと思えますけども。

1つは先ほどから何人か出ていたものの中で、どれもこれも大変重要なのですが、中村さんのおっしゃったのは1つ非常に大きな問題であります。つまり、意見書でしたか、どちらかに書いてある内容で言うと、ダムというものを、いけないというのではなくてできるだけ後にしたいという考え方、不可逆的にかなり致命的な問題が起こる可能性が従来はあったしこれからもあり得るという話がありました。その件については、代替だけではなくて、どうなのであるかということは、非常に強い場合にはやっぱりダムワーキングとしての検討項目なのではないかと。そういう意味では、ダムについての検討手順の中の1つにその問題を外すわけにはいかないのではないだろうかというのが1つです。

それから、これは一般的な話なのでここでしゃべらずにどこかその辺でしゃべった方がええかもわからないのですけれども、ワーキンググループの内容としてはそれで私も大変よくて、いろんな方がダムについてどうお考えになるか書かれることが大事だと思うのですけれども、いわば委員会としての結論というのは、「河川管理者」側がこういうふうな意味でこのダムはやめるとかこういうふうにするとか、あるいはこれはどうしてもダムでなければならないとかと言われたものに対して、我々はその説明で納得をするかということが最終的な結論ですね。

つまり、代替案やらをいろいろ考える上で、このダムは明らかに、明らかにと言えるかどうか知りませんが、少なくとも消極的に許容することができるというふうに言うのか言わないのかが本来の意味での委員会としての結論だと思うので、この段階では説明ができ上がっていない問題は当然あると思いますから、そのことを考慮に入れた上でということであれば、ダムワーキンググループの意見としては当然、ダムについてどういうふうに各人が現段階で考えているかという問題は、全体についても個々についても確かに大事な問題だと思います。

今最後に言ったのは、向こうへ行かなかった方がよかったかもしれない、委員会の前に部会で恐らくそういう問題についてどうであるかという議論が起こることでしょうから。

琵琶湖部会が扱わなければならないのは、例えばダムをつくるという意見が「河川管理者」の方から出てきたとしたら、それで説明としては代替案やらもいろいろ考えた上で納得できると言うのか、この段階では納得できないと言うのかということが最終的に我々が琵琶湖部会としてやらなければいけない問題だろうと、あとはいわば意見のたぐいであるというふうに思っておりますので、そのところは皆さんに大変きつい話かもしれませんが、おのおの方がやはり1月か12月かの段階ではご判断をいただかないといけないと思います。

私がちょっと余計なことを言ってしまったのかもしれませんが、ダムの問題に関して何かございますでしょうか。どうぞ。

○今本委員

今本です。先ほどの説明にちょっと追加をさせていただきます。

ダムの問題では治水が大事だというお話が先ほどから出ておりました。治水問題を取り扱う上で基本的な問題が、対象とする洪水をどうするかという問題があります。

基礎案では「既往最大規模の洪水」ということを言ってます。「既往最大洪水」ではありません。「規模」という言葉が入ってます。これはどういうことかといいますと、実績降雨を対象にした洪水を対象とするのか、実績洪水の総雨量を合わせた仮想の降雨を対象にするのかという問題です。つまり、総雨量を合わせて降雨パターンをいろいろと変えようというわけです。降雨パターンを変

えますと、結果として流量は大きくなります。この流域委員会はどちらを基本にして考えるのか、これは治水問題での基本です。

これまでは、こういう問題は専門家に任せておいたらいいいということで任せてきたきらいがありました。しかし、先ほども言いましたように、我々はもう4年間も議論してきたわけですから、一般から見れば十分専門家です。大学で言えば、入学してもう今卒業しようとしているわけです。ですから、素人だという言いわけは通用しません。どういうことかわからないというのでしたら私はいつでも説明に上がりますので、ぜひ自分で判断してください。その判断を聞かせてください。よろしくお願いします。もちろんきょうじゃなくていいのですよ。これからやっていく上でぜひこの問題を真剣に自分の頭で考えてください。

この2つによって、極端に言えば結果が全く変わります。実績降雨をとればダムは必要ない、仮想降雨をとればダムは必要かもしれない、ダムを必要と言うためには仮想降雨をとらねばならない、こういう関係にあります。そういうことを前提にして個人個人がぜひ考えてください。

○川那部部会長

ほかの方はいかがでございましょうか。

これはこっちから言っているかどうか分からないのですが、現段階でいろんな形で「河川管理者」が決められない問題というのはたくさんある。それにむしろ踏み込むことによって意見書あるいはその前の提言を書いたというところがありますね。その問題に対して「河川管理者」は大変苦労してらっしゃることは確かだと思うのですが、もしもこの部会あるいは委員会が、そういうラインをきちっと続けてもらいたいというふうに考えるとすれば、ダム問題に限りませんけれども、その辺に関する問題をどう考えていくかというのは大変大事なことで。

その点では、先ほど嘉田さんが言われた問題というのはむちゃくちゃに大きな話なのですね。それはすぐに行ける問題ではないけれども、実際にはどれぐらいの年月がかかったらそういうような考え方がある程度浸透していくことは可能かという議論がどうしてもありまして。例えば、ダムをつくと今決めたって10年ぐらいかかるはずですから。

だから、時間の長さがどれぐらいであるかということも十分に考えた上である判断を下す。あるいは、これをやるけれどももう1つこのことを進める形がどうしても必要だと。そういうのは一応提言や意見書には書いてあることで繰り返しだけのことかもしれませんが、もしもそれが非常に必要なものであるとするなら、そのことも少しは、少なくとも委員会では議論しておかないといけない問題だと思いますので、その点もまたぜひよろしくお願いを申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。はい、倉田さんから先に。

○倉田委員

倉田でございます。

今、今本リーダーから最後のとどめみたいなことを言われたので、いやあ、くぎを刺されたと思ったのですが。

実はきょうの委員会の直前に、名前は出しませんが、ある委員とちょこっとお話ししたのです。これで結論というか意見を出せるのかなという私個人の心配、その方も心配なさってました。今の実績降雨あるいは仮想降雨というような話もありますしね、環境の問題なんかもまるで手をつけられない状態でまさに仮想部分がかなりあるわけです。もう1つ、仮想というのは、それぞれの委員が違った仮想もしますしね。そうすると、結局判断する条件の一面で被害を受けた側の条件も異なり、こういう条件のもとではこう判断するというような降雨条件と被災条件の両面の複数の仮定説みたいなものを出すしか指令におこたえすることはできないなと。

それが、しかしたくさん集まればその中で多数決を、どういう方向にするかぐらいはできるんだろうなあというような話をしたのです。自信のない答えを出さなきゃいかんというところで非常に迷いがありましてね。そうだなあということをその方もおっしゃってたので、どうしたものかと思ったら、今本リーダーが肝心のところをびしゃりと言われたので、これはやはり一つの判断が必須なんだなと思います。感想です。

○川那部部会長

寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

今の今本リーダーの仮想降雨か実績降雨かなんですけど。

私ももちろん専門家ではないので明確な判断はできないのですが、ただこれまで管理者の方から出ているお話とか議論の中で感じますのは、確かに最近異常降雨であるということは、各地の水害とかことしの台風の襲来等を見ておりますと実感するのですが、しかし仮想降雨としたときに、これまで1.2倍とか1.8倍というのが出されているのですが、じゃどこまで仮想すればいいのかについてはこれは切りがないという感じがするわけです。安全性を考えれば2倍、3倍にしておかないといけないということになってまいりますし、そういうことを考えますと、まずは堅実に実績降雨で考えていくということがやはりいいんじゃないかと。

そこで、これまで繰り返し議論してきております堤防強化についてどうするのかというところでは、すべての堤防をいきなり強化しなければならないということは大変お金もかかりますし時間もかかると。しかし、先日も高時川から姉川を現地視察してきたのですが、やはりここは危ないなと

いうふうに私でも感じる場所があったわけです。まずはそういうところをきちっと堤防強化するなり川幅を拡幅するなり対応すればかなり洪水の危険性というものは抑えられるんじゃないかというふうに感じましたので、先ほども20年30年の河川整備となりますと、そういったところを緊急にやっていただく、そういったことを含めて我々としてはきちっと意見書を示して行って、まずやれるところからやっていただくということで。

そういう意味では、やっぱり実績を基本に考えるという方が現実的ではないかというふうに思います。

○川那部部会長

はい、嘉田さん。どうぞ。

○嘉田委員

委員の嘉田です。

私自身は、条件つきで実績降雨ということをもまず自分の今の立場としては申し上げさせていたきたいと思います。

その条件といいますのは、過去少なくとも100年間、日本はかなり気象情報がございまして、それとあわせて地域の災害史のようなものもございます。それぞれ属地的に、どれだけの雨の降り方でどういう被害がどこまで起きたのかということを、単に水量ではなくて、つまりこれまでの河川行政は水量しか見てこなかったのですが、実質的にだれがどこでどれだけの死者が出て、あるいはどれだけ家屋が壊滅してどれだけ水田が水につかったのかというようなことを極めて属人的に見ていくという精査が必要だろうと思います。

例えば、大阪で一番ひどかったのは明治18年の洪水です。枚方で切れて大阪の下流、梅田まで水につかりました。それは大阪の淀川左岸です。淀川右岸でしたら大正6年の大塚切れ、それから三箇牧というところ。高槻です。鴨川でしたら昭和10年6月です。それから木津川あるいは宇治川でしたら昭和28年9月。琵琶湖辺の場合にも昭和28年でしょうか。あるいは明治29年。

というふうにそれぞれの川の状況の中で一番怖い、水量だけではなくて、社会的被害が最も大きく起きて、どこで地域社会が壊滅的な被害を受けたのかということを改めてここで精査をしながら、実績の雨量プラス雨の降り方、現場の被害状況を精査した上で、考えてほしいと思います。その社会条件が変わっていて、壊滅的に地域社会なり経済、それぞれの生活が保全できないというところに対しては、プラスアルファの引き延ばしも必要だろうと。それは社会的判断です。社会的判断ですから、それはそれぞれ課題を私たちは社会人として判断をしなければいけない。場合によっては大阪の下流を守るためには1.5倍くらいの引き延ばしも必要ではないだろうかというようなことで、

私自身は今委員としての覚悟を決めてそれぞれの現場での調査を進めております。

それと、もう1点は、本当に地域社会なりは水害、洪水に関心を持っておりません。このことはここでどんなに議論をしても社会に出ないのです。

私も学校教育の方にいろいろ呼びかけているのですが、例えば琵琶湖周辺で、『あおい琵琶湖』という環境読本があります。あそこから水害の話が消えたのは昭和50年です。それまでは昭和28年にどんな被害があった、昭和34年の伊勢湾台風がどうだったということが教科書に入っていたのですが、昭和50年以降は一切教科書に入っておりません。学校の先生たちにいろいろ話をすると、「琵琶湖ですか、滋賀県ですか、ここは災害のないところだよ、水害なんか想像できないよ」という。過去20数年滋賀県の環境教育読本から水害という文字は一言も入っておりません。もちろんその反面、水質問題なり生き物の問題なりが取り上げられているのは大事なのですが、そういう水の基本的な社会構造的なところは学校教育から全く忘れられている。もちろん普通の人たちも忘れている。

というようなところも含めて、いつもこれは口を酸っぱくして言っているのですが、社会に対してもう少し関心を持ってもらうような仕組みづくりが必要だろうということも自分の立場としては申し上げたいと思っています。ちょっと長くなりました。以上です。

○川那部部会長

ほかに。はい、西野さん、どうぞ。

○西野委員

西野です。既往最大規模の洪水の問題を考えないといけないというのはそのとおりなんだと思いますけど。

琵琶湖の場合は明治29年が既往最大になって、河川管理者の方にそれでシミュレーションをお願いしたのですが、降雨量のデータがないのでシミュレーションができないということで、昭和36年6月の1.5倍でシミュレートしておられるのですが、仮に既往最大を考えるんだったらその明治29年の洪水を考えざるを得ない。その場合に、どれぐらいの被害があって、ダムをつくったらそれがどれぐらい軽減できるのかというのをやはり検討していく必要があると思いますので、ぜひそのシミュレーションを早くお願いしたいというふうに思います。

○川那部部会長

ほかにございますでしょうか。もし特にございませんでしたら、後で必要があれば続けますけれども、この辺で一たん傍聴の方からのご意見を承って、その終わったところで休憩ということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○川那部部会長

それでは、久しぶりの琵琶湖部会でございます。きょう話をした問題だけに限らず、傍聴席の方から委員会に対してご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。どうぞ、真ん中の今手を挙げてくださった方。

○傍聴者（千代延）

吹田の千代延です。きょう、ここで今物を言わせていただくのは非常にありがたいです。

きょう聞いてまして非常に残念に思いました。なぜかといいますと、今本委員からもありましたけども、始まってから4年、私は暇でありますので、住民討論会とかいろんなところを全部回っております。ごく最近ですが、余野川ダム住民対話討論会に行きました。地元の方はダムを何とか早く進めてほしいという非常に強い気持ちなんですけども、しかしその方も、いつまでやっているのか、つくるのかつくらんのか早く決めてくれ、つくらんのなら補償交渉をするという、これは一つの強いはっきりした意見になっているのですけども。住民の方、それからどちらの考えの方もですね、この進み始めておったダムを4年とめてやっているわけですね。

それがまだ、きょうの議論を聞いてますと、まず1つは委員の方の理解が非常に落差が大きい。それから、今どの局面にあるか、例えば野球でいいますと、まだ2、3回をやっているというような意識で物を言われているのではないかと思う人もおりますし、9回の表やぞと、もっとしっかりやってほしいという人もいらっしゃいます。私はもう最終局面に入っていると思うのです。有識者とか学識者で構成する委員会といって新聞とか何かでは立派なことを書いてますけども、これは実社会の中にある委員会ですから、研究室で、定年になるまでに何かひとつやっつけたらうかというようなものではないのです。そこを本当に真剣に考えてほしい。あれぐらいのことなら私でも言えるというようなことはいっぱいあります。もっと頑張ってくださいと思います。

それから、河川管理者の方に文句を言いたいことはたくさんあるのですが、しかしきょうの委員の皆さんの発言を聞いていると河川管理者の方がかわいそうになる。あれだけ今まで、怒りもせずに丁寧に調べてですよ、繰り返し説明しているのに、理解されてない方が非常に多いです。これは反省していただきたい。

それから、委員の皆さんばかりではなくて河川管理者の方には、利水の問題ですよ、もう置き去りにしていこうかという話もありますけど、私は気が短いので、利水関係先を今5カ所回っております。どういう状況にあるのですかと。

しかし、河川管理者というのはただお願いベースでなくて権限があるはずですよ。河川の水を分

け与えるのに、それが本当に妥当かどうか判断してそういうことをおやりになっているんだから、例えばいつまでになれば昔のままで変更ないものと認めますとか、あるいはその新しい要求も何も認めませんとか、何かそういう権力という非常に強いものを持っておられるはずなのです。それができないのならあっさり手を引いて、利水は私どもは何にも関係ありませんとやってください。そういうことをやってもらわないと、今まで言いわけをいっぱい聞きましたけど、これは皆さん河川管理者の明らかな怠慢です。これは何とかしていただきたいと思います。

こういう席は直接河川管理者に物を言っただけということになってますので、部会長、そういう点は強くお願いしておいてください。以上です。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかの方はいかがでございましょうか。ございませんでしょうか。お1人というのはちょっと寂しいところがあるのですが。

私も、今、少なくとも熱心に考えてくださっている方にこの部会に対して苦言を呈していただいたということは大変大事なことだと思いますので、おのおのの委員の方は、それにおこたえできるようにおのおのの努力をいろんな形でしていただきたい。もし問題があればぜひしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

それでは、休憩に入らせていただいによりしゅうございますでしょうか。今26分ぐらいですか。適当に10分か15分お休みを。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

はい。それでは、15分休憩時間を設定させていただきまして、切れのいい時間で11時45分からスタートということでよろしいでしょうか。それでは、休憩時間をとりまして、11時45分から改めてスタートということにさせていただきます。

それと、委員の皆様につきましては、ここを出た突き当たりに中会議室1というのがございますので、そちらに休憩スペースをとっておりますのでご利用ください。

〔午前 11 時 27 分 休憩〕

〔午前 11 時 46 分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 中島）

時間になりましたので着席願います。それでは、川那部先生、よろしくお願いします。

○川那部部会長

どうも。では、再開させていただきます。

先ほど傍聴席の方からはお一人のお話ししかございませんでしたけれども、それとは別の話とし

でも、ダムの問題に関して特に改めてということはございますでしょうか。今後どういうふうにしていくかという話は一番最後のときに提案させていただきたいと思いますが、

では、ありましたら後また戻っていただくということにして、3番目のその他のところに入らせていただきたいと思います。

3) その他

○川那部部会長

ここの部会あるいは委員会の1つの役割として、河川整備計画の進捗状況がどうなっているかについて議論を交わし、それに対して意見を言うという項目があります。

きょう「河川管理者」の方から河川整備計画の進捗状況の資料3が出ておりますので、きょう議論がどれくらいできるかはわかりませんが、ご報告いただいて考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 酒井）

はい。琵琶湖河川事務所でございます。

お時間はどれくらいいただけますでしょうか。全部で14テーマございますが。

○川那部部会長

お願いできるとすれば30分とか40分とかいうところ。30分ぐらいで言ってくれはると大変ありがたいけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 酒井）

わかりました。じゃ、1テーマ大体2分をめどに進めていきたいと思います。

資料3についてご説明させていただきます。琵琶湖河川事務所の酒井でございます。

まず、表紙、整備計画進捗状況一覧表というのがございますが、琵琶湖部会に関連する項目を整備シートから抜き出して、2ページ、3ページが実施の分、4ページ、5ページが調査・検討と区分けをしまして、現在の進捗状況と、現況・今後の見通し、関連する委員会等について表でまとめてございます。

本日は一番左の報告事項のところにも二重丸がついているテーマにつきまして、表紙に戻っていただきまして、は琵琶湖部会に意見・アドバイスをいただきたい項目、が途中経過を報告する項目、がダムワーキングに関連する項目というふうに整理をしまして、順次進捗状況の報告をそれぞれ担当の方から説明させていただきます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 工務第二課長 原田）

琵琶湖河川事務所の工務二課の原田と申します。それでは、お手元の資料に基づきまして説明を

させていただきます。

これは草津川の件でございますけども、「河川環境のモニタリングの実施と評価」という形で6ページでございます。

河川整備計画基礎案での記述、現状の課題、河川整備の方針につきましてはこのとおりでございます。意見書につきましてもこのとおりでございます。

具体的な整備内容につきましては、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料をもとに生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表するという事になってございます。

実施内容につきましては、草津川放水路整備計画研究会というものが平成5年から平成10年までの間にかなりの回数の審議が行われまして、その提案に基づき、次の調査を今現在実施しております。河川縦断測量、流況調査、地質調査、現地調査、河川環境調査、水衝部みお筋調査。また、この結果等につきましては専門家のアドバイス等も受けてございます。

7ページの方ですけども、その研究会での具体的な提案等について書かれてございまして、特に河床低下につきましては、上流部、河口から約5.5kmなのですけども、金勝川合流部付近では10年後、8年後にこの程度の河床低下が予想される、河口部においてはこの数字が出ております。

草津川放水路に関連しましていろんな技術的な問題等々がございましたので、それらにつきましてもご提案をいただきまして、特にその中でモニタリングの必要性等について記述してございます。

その下の現況写真でございますけども、は中筋橋といいまして河口から約2km付近のところの状況、では局部的に河床が洗掘されている状況等もございます。あと、上流部におきましては、は県さんの区間でございますけども、かなり土砂が堆積しその中に草が繁茂している状況、につきましては草津川源流付近で豊かな流水がある状況につきまして写真等で載せてございます。

具体的な河床低下の状況なのですけども、平成14年6月に通水をしまして、平成16年1月に2kmから上流をかなり細かく測量した結果、深いところにつきましては2mの河床低下が見られてございます。これが3.8km付近ですね。それと、河床低下は起こってますけども少ないというところにつきましては2.4kmで約20cm。全体的に見ますと約1mの河床低下が見られるような状況になってございます。

それと、旧草津川と現在の放水路の河川の縦断的な勾配を参考に、数値で載せてございます。

8ページでございますけども、現在の草津川の代表的な横断の中で、河床洗掘等が起こってございますところについて載せてございます。

あと、水位観測につきましては、西矢倉の地点で、通水した後今日までの流量等につきまして載

させていただきます。

9ページでございますけども、河床変動の原因及びこれらをどうするかということにつきまして専門家のアドバイスをいただきまして、できましたら今年度、先生のご意見に基づきましてやった後、調査を引き続きやっていきたいと思っております。

最後になりましたけども、課題につきましては、短期的な対策、中期的な対策、長期的な対策が、先ほどの7ページの写真で見ていただいた形も含めまして、今後いろいろ関係機関とも連携と調整をしながらやっていきたいと思っております。

最後に工程表を載せてございます。草津につきましては以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 河川環境課長 佐久間）

琵琶湖河川事務所河川環境課の佐久間です。琵琶湖の水位に関する問題で3点続けてご説明いたします。

まず、10ページ、環境 - 37「急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施」をご説明します。こちらにつきましては、琵琶湖の水位ではなく下流の楠葉の魚の逃げおくれについて調査したものでございます。

場所につきましては、12ページをごらんいただきますと写真がついておりますが、この中州で、5月26日の水涯線というところから堤防側のところに主にたくさんの魚が干上がってしまったというか逃げおくれたという状況が発見されております。

その状況につきましては11ページに表がついております。2000年5月14日、2001年5月24日、2002年4月17日というところで大量な逃げおくれが発見されたということで、これに対しまして、洗堰の放流量を、通常は大体5分で $10\text{m}^3/\text{s}$ の減量を行うということを連続してやっていくわけですが、それをさらに緩やかに低減させることによって魚が逃げられるのではないかとすることにつきまして調査検討しております。

結果といたしまして、通常の4分の1の速度、または4分の3の速度、2分の1の速度ということでいろいろ実験はしているわけですが、基本的にほとんど魚の逃げおくれが見られない状況が確認されております。ただ、産卵の時期とか、魚が逃げおくれるのに特定のシーズンがあるということもありまして、さらに数を多く検討していかないと今の段階ではっきりした答えは言えないということで、今後とも確認をしていきたいと考えているということでございます。こちらの説明については以上でございます。

続きまして、ページが飛びますが、27ページ、環境 - 28「湖と河川や陸域との連続性の確保と修復（滋賀県と連携調整）」ということで、魚の産卵などで、湖の中から田んぼまでの連続性を確保

していくための手法につきまして、どのようにしていったらいいのかということについてご報告するものでございます。

29ページがその方策として考えていることでございます。「学識者等による検討 水陸移行帯WG」とございます。この水陸移行帯は琵琶湖の水陸移行帯のことで、琵琶湖河川事務所から学識経験者の方々にお願いしてワーキンググループでいろいろご検討いただいているということで、現在4回まで検討が進んでおります。

この中では、4回目で特に、水陸移行帯に生息生育する生物への影響につきまして琵琶湖の水位変動による影響が大きいということ等につきましてご議論をいただいているところでございます。

こういう学識上の問題と、実際に現地でどのように回復していったらいいのかということにつきまして、協議会を持とうということで、「琵琶湖・陸域連続性回復協議会（仮称）設置に向けて」ということで、今はまだ立ち上がる前の状況でございます。この中で、現地で実際どのようなコイの産卵とかが起きているかというのを皆さんに見ていただいたりとか、水陸移行帯ワーキングの中で問題があると考えられた琵琶湖沿岸部の分断された土地で、実際に一部クリークをつくってあげることによって逃げおくれた魚が逃げられるような、具体的な取り組みを10月24日に予定しているということです。このようなことを踏まえて、滋賀県と連携調整しながら琵琶湖・陸域連続性回復協議会を今後設置していこうというところで、今作業を進めているところということをご報告いたします。

続きまして、30ページからなのですが、環境 - 30「水位操作の検討（瀬田川洗堰）」というところで。

先ほどの水陸移行帯ワーキングでいろいろご検討をいただきまして、コイ科魚類の産卵生育などに琵琶湖の水位がどのように影響を与えているかということが判明してまいりました。

その内容が31ページの実施内容1、「生物調査の結果」というところに書かれております。コイ科魚類が春先から夏の時期、雨が降って琵琶湖水位が上昇した際に産卵が見られること、琵琶湖の水位上昇による浸水被害を防止するために洗堰放流により琵琶湖の水位を急激に低下させると、卵が干出死することが判明したこと、6月16日に向けた急激な水位低下、これは夏期制限水位、-20cmまで今下げようとして急激な水位低下が起きるわけですが、それが卵の干出に影響があるということがわかったこと、夏場の水位低下が仔魚の成育に悪影響を与えているということがわかったこと、このようなことに対して知見がふえてまいりましたので、瀬田川洗堰でどのような取り組みができるかということについて検討しております。

まず、 といたしまして、出水期までは利水上支障にならない範囲で水位を低く維持することに

より、6月16日に向けた琵琶湖の急激な水位低下を緩和と。

これは下の図の方に緑の線を設定しております。もともとの制限水位が赤で+30cmのところを引かれて。赤いのが平成15年の線なんですけど、平成15年の操作ではこの赤い線が1回+30cmにワンタッチしてから緩やかに水位低下をさせることを考えてます。これに対しまして、利水上-20cmに下げなければならないぎりぎりの低い位置というのを緑の線で設定しております。この線を下回らないように注意深く操作をしながら琵琶湖の水位を上昇させないようにしたということがございます。

、また降雨により琵琶湖水位が上昇すると産卵が誘発されることから、7日から10日間程度水位維持を行って卵の干出を低減させることを目標としたということでございます。

これも下の図の方で、黒い線が平成16年の実績の水位でございます。この水位の中で特に4月26日前後から、一度出水で上がったところから緩やかに水位が低下して、また上がってまた緩やかに低下してということが繰り返されております。この緩やかに低下しているということが卵が干出ないように水位維持を行う操作をしたということでございます。

ただ、最終的に、5月17日に大きな雨が降りまして、この後全開放流をしたということで、ここでは急速な水位低下にならざるを得なかったというのがこの結果でございます。

それから、で、出水期以降は水位回復の手段として瀬田川洗堰の弾力的運用、それから瀬田川洗堰のきめ細やかな操作、淀川大堰のフラッシュ放流による維持流量の節減、さらに節水の呼びかけを実施しておりますということです。

この時期につきましては、仔魚などが琵琶湖の水位低下によって逃げおくれたり何らかの形で死滅しているということが調査結果でわかっておりますので、極力水位低下を防ぐ方法を現在講じているところでございます。

33ページを見ていただきたいのですが、平成16年のフナ類とホンモロコの産卵と干出して死んでしまったものを表示したグラフがついております。全開放流となってしまいました時期に非常にたくさんの卵が死滅してしまったということになっております。

この結果を考察いたしまして、下に文章で書いてありますが、平成15年の水位操作は、従来の水位操作と同様に、琵琶湖の水位を一たんB.S.L. + 30cmにワンタッチさせ、その後できるだけ緩やかに水位低下を行ったものであり、平成16年水位操作のように具体的な卵の干出に対する対策は行っていないませんでした。しかし、結果的に、平成16年の卵の干出の方が多くなった原因は、7日から10日間の水位維持の直後に降雨に見舞われたことと、出水期直前に大きな降雨に見舞われたため急速に水位低下をせざるを得なかったことにあります。降雨による水位上昇があったとき産卵が起こる

ということは確かですし、今後とも7日から10日の水位維持は重要であると考えてます。水位維持後の水位上昇が発生しないような操作を今後は心がけていきたいということをコメントしております。以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

淀川水系総合調査事務所の久保田でございます。

資料13ページからの利水につきまして、ダムワーキング関連ということもございますが、説明させていただきます。まず、利水者の水需要の精査確認ということでございますが、意見書では2点ほど意見をいただいております。1つが水需要予測が実績と乖離していたんだけど、それを検討しようとする積極的な姿勢がうかがえないということと、水需要の精査確認の時期が非常に不透明であると、説明不足であるということでございます。

現在、淀川水系で水資源開発基本計画フルプランが改定時期に来てございますので、水道それから工業用水、そういった都市用水を中心に、利水者の方で今一斉に見直しがされているということでございます。実は、流域委員会からの意見書が出た段階では、水道用水について見直すということが、利水者の方では非常に消極的だったのですけれども、ことしに入ってからというよりは、今年度に入ってから一斉に見直しをされるようになったということでございます。

ダム参画利水者の状況につきまして、次の14ページの方に示してございます。これは、7月のときのダムワーキングでお示したものと同じでございますけれども、先ほどから傍聴者の方からも意見が出てございますけれども、水需要の精査確認が大変おくれてございまして、ダムワーキングの検討の支障になっているということでございます。私どもとしても、ぜひ早くお示ししたいと思っておりますし、利水者の方にも、このダムワーキングのスケジュールを示して、それに協力していただけるということでございまして、利水者の方でも一生懸命やっただいてという状況でございます。また、水需要が一斉に出そうというよりは、説明できるようなダムから、あるいは利水者からということで説明もしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、15ページの水利権の見直しと用途間転用でございますけれども、利水者間の用途間転用では、意見書では利水安全度についてあいまいな要素が多いということでございまして、近年の流況では、ダム開発、ダムを計画した、利水計画をしたときほど、実は供給できないのですよと、そういう説明をしたところですけども、これがあいまいな要素が多いということと、農業用水について、環境保全・創出、生物の生息・生育環境に考慮が望まれるということで、従来の行政の枠組みを超えた連携を求めるということでございます。

転用につきましては、先ほど申し上げましたように、今利水者の方で水需要の精査確認作業が行

われてございます。かなり下方修正されると思ってございます。それと、近年の流況を踏まえた供給能力の低下ということも考えて、今後どれだけの水源を確保するか判断していくということでございまして、そのときには新規建設中ダムだけではなくて、もちろん工業用水等からの転用、そういったものも対象になるということでございまして、こういったことを包括的に整備していく必要があるということでございます。

それから、農業用水等の使い方ということなのでございますけれども、従来はこういった水需要につきまして、関係者も多くて、なかなか協議できるような場もなかったのでございますけれども、渇水時の対策をどうするかという、渇水対策協議会といったものが各地域別に開かれておったのですが、これを水需要抑制の取り組みなんかも含めて平常時からの水利用のあり方を考えるということに改組していきたいということでございまして、16ページの取り組み状況、(1)にありますように、渇水対策会議のあり方に対する意見交換会を各地で開いているということでございます。

それから、最後に水需要抑制に基づく節水PRということなのですが、基礎案にも水需要抑制として、琵琶湖の水位低下を抑制し、それから河川に豊かな流量を回復するということで、水需要抑制に取り組むということを記載させていただいているわけでございます。特に、大量の水利用によりまして琵琶湖の生態系に大きな影響を与えているということで、以下に示しておりますような節水PRを今年度かなり実施しているということでございます。ポスター、パンフレットの関係機関への配布とか、阪急電車、京阪電車での社内広告、それからテレビ、ラジオを使った節水のPR、それから近畿ゆめ通信という、近畿地方整備局から、各市町村への情報を発信する電子メールで行っているものがあるのですが、そういったものにも配信をしているということでございます。

それから、水の使い方を考えるシンポジウムということで、「人間のためだけの水ですか」ということを銘打って、8月の終わりに、今後の水需要抑制にどうやって取り組んでいったらいいのかということのシンポジウムを行ったということでございまして、以上の取り組みを7月から8月にかけてかなり行っているということでございます。

それから、現在、今行っているということでございますので、ちょっと紹介をさせていただきますが、別添の資料で、琵琶湖水位低下抑制のための取り組みということで、裏表1枚のものと、それからリーフレットで「節水でびわこ・淀川の生き物たちの命を守ろう」という2点の資料をお出ししてございますけれども、KBS京都とラジオ大阪、この琵琶湖地域とそれから下流地域を網羅するようなラジオ、それからKBS京都はテレビもございまして、そういったもので今節水のキャンペーンを行っているということでございます。節水によって琵琶湖の命を守ろうということで行っているということでございます。中身は裏表物の真ん中あたりに書いてございますように、K

B S 京都とラジオ大阪の夜など、同時生放送で節水の大切さを訴えていくということで、これも9月の終わりから今月中にかけまして、10回シリーズほどで今実施しているところでございます。

それから、みんなの節水キャラバンということで、これはもう実施したのですけれども、京都と大阪でみんなの節水宣言ということで、どうやって節水を進めていったらいいのかということで、キャラバンを実施したということでございます。両会場合わせて大体 1,500人ぐらい集まったというふうに聞いております。それから、テレビにつきましても、今月4回シリーズで放送するというところでございます。

それから、ラジオにつきましては、ラジオコマーシャルをやってございますので、ちょっと時間かかるのですが、ここで聞いていただきたいと思います。

「琵琶湖にはおよそ 1,000種類以上の生き物がすんでいます。琵琶湖にしかない魚や植物たちもたくさんすんでいます。ゲンゴロウブナ、ニゴロブナ、ビワマスなど、琵琶湖固有種と呼ばれる魚たち、ヨシ、ネジレモ、サンネンモなどの植物、そして人間も琵琶湖のめぐみを受ける生き物の1つ。琵琶湖のめぐみを受ける生き物は湖の水位が保たれていることで命を育んでいます。そんな命の源、琵琶湖を守るのは人間だけしかできません。琵琶湖は私たち生き物すべての命の湖、毎日の暮らしの中の節水、心がけましょう。国土交通省近畿地方整備局」。

これ以外にも幾つかのパターンが全部で4つほどあるのですけれども、時間の関係もございまして、こういったものをK B S 京都とラジオ大阪で今現在流しているということでございます。利水については以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課長の豊口です。

ちょっと補足説明というか、訂正させていただきたいところがございます。今、利水の水需要の精査確認等については、今ご報告させていただいたとおりなのですが、資料の2ページ目の一覧表がございますが、ここに下から3つ目のところに、利水の1、利水者の水需要の精査確認というところに、進捗状況とか、今後の見通しのところに、水利権許可申請に合わせて実施中とか、水利権許可申請に合わせて随時実施していくというふうに書いていますが、これはまさに間違っておりまして、水利権申請に合わせて随時実施していくのみならずという、そこから先の重要な部分が欠けているのですが、のみならず、早急に実施していくという記述が抜けておりましたので、訂正させていただきたいと思います。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課長 林）

琵琶湖河川事務所の占用調整課長の林と申します。私の方からは、詳細報告の利用の4と6につ

いて説明させていただきます。

まず、4番の瀬田川水辺協議会ですけれども、これはことしの2月23日に発足させ、メンバーとしては学識経験者の方2名、地元代表者の方6名、関係団体の方6名、行政の方6名、計20名で運営しております。その瀬田川水辺協議会を開催した中で言われたのが、一般住民の意見の聴取方法がないじゃないかということがありまして、急遽ワークショップ方式で、瀬田川水辺協議会対話集会というものもやっております。次のページの18ページなのですが、これは7月26日に行いました瀬田川水辺協議会で説明した、瀬田川水辺協議会の位置づけということで、こういう考え方、瀬田川水辺協議会は目標としましては瀬田川に関する河川整備を近畿地方整備局に提案していくと、この目標についてやっていきたいと思いますということでやっております。

それと、瀬田川水辺協議会対話集会は、この中では協議会で報告したものですから、対話集会のパターンは小さく書いているのですが、私どもとしましては、瀬田川水辺協議会と、これに基づく対話集会、この両輪で地元の意見を聞きながら、瀬田川改修、瀬田川整備に関する参考にさせていただきたい、かように思っております。

続きまして、19ページの河川保全利用委員会についてですが、これにつきましても、ことしの3月15日に河川保全利用委員会準備会を発足させ、5回の回数を数えております。今月10月5日に、これに基づく答申をいただきました。この準備会につきましては、この河川保全利用委員会というのは、どういった役割を担うのか、それを中心にして議論をしていただきまして、そこから河川保全利用委員会で検討すべき事項、許認可の流れ、委員の推薦について、大体の大まかに分けて、この3つについて、基本的な提案をいただきました。

ちょうどこれが20ページに書かれております。設置のイメージと流れというところで、河川保全委員会の役割については、琵琶湖河川事務所が管理しているすべての直轄河川について、保全利用についての基本理念の検討を行うと。それを参考にして、琵琶湖河川事務所が、河川敷占用のガイドラインをつくる助言を行っている。この2つが基本的な考え方で、3つ目として、具体的には、琵琶湖河川事務所からの事前協議申請に対する諮問について回答を行っていく。それで、占用関係についてといいますか、利用についてのコントロールを行っていこうと考えております。具体的な中身につきましては、今後の占用許可制度の流れということで、新たに事前協議申請制度をつくってはどうかという提案を受けております。ということで、今月から来月11月7日に第1回委員会を開催する予定をしております。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 酒井）

続きまして、21ページの樹木の伐採と管理について報告させていただきます。

基礎案では、河道内の樹木につきましては、河川管理上支障となる河道内樹木につきましては、環境とかそういうものに配慮して、災害防止の観点から適正な対策を図るというようなことを記載してございます。

それに対して流域委員会からの意見書では、河畔林とか樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきと。それから、洪水時の疎通能力を阻害するかどうかを明確にして実施するべきというふうな意見をいただいております。本報告は野洲川におきまして、樹木の伐木の方法について、地元の自治体、住民団体から意見を聞きながら、野洲川の河道内樹木の伐木基準というものの案を作成いたしております。

その中身が22ページにその内容の一部が整理してございます。フローが左側にございますが、まず治水に対する影響の検討を行うと。その次に、菱形で、これは判断することですけれども、樹種による皆伐の判断、それから生物生息環境の保全、河川環境への影響を判断しまして、皆伐、間伐、区域伐採という内容に分けて伐木を行っていくと。野洲川の場合、樹種の方は、皆伐の判断でございしますが、外来種でございしますね、ハリエンジュとかという外来種が繁茂してございしますが、こういう外来種につきましては優先的に伐木していくということです。

それから、生物の生息環境ですが、右側にコミミズクということのねぐらということで確認しております。こういうねぐらがあるところにつきましては、こういうことにつきましても非常に重要だということで配慮しながら伐木を行っていくというようなことを考えています。

それから、その23ページの下の方にありますように、河川管理施設に影響を与えるような樹木がございします。写真がありますが、これは低水護岸ですけども、低水護岸付近に繁茂しております。これについては河川管理施設、護岸とか根固めに損傷が認められる場合にはこういう樹木は伐採していくと。今認められなくても、将来成長していくわけですけども、それは成長に応じて伐木を行っていくというようなことを考えております。

最後は24ページですけども、これは野洲川の 1.2キロから 5 キロ付近の伐木の対象箇所、これはこういうものでやったらどうかという案でございしますが、伐木の方法ですが、紫色が皆伐、すべて伐採すると。ブルーが区域伐採、緑が間伐ということで、こういうところについては左側の写真の、ここは間伐を行うということで、1.2キロ付近ですけども、中州のところ、これは間伐を行うと。それから、真ん中辺の、ここは右岸側で、これは川の流れて写真の手前側に流れておりますけれども、左岸側につきましては皆伐を行うと。それから、右側の写真でございしますが、これは同じく流れは手前の方に来てますが、ここのところについては区域伐採を行うということを考えております。これにつきましては、これから関係の地元の方とか住民団体の方等の意見を聞きながら、

伐木の方法について検討していきたいと思っております。

○川那部部会長

ちょっと急ぎ気味にしゃべってください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 工務第三課長 谷口）

琵琶湖河川事務所工務三課の谷口です。

それでは、私の方から土砂移動のモニタリングということで、34ページ、35ページの説明をさせていただきます。34ページの下の方ですが、検討内容というところで、土砂移動のモニタリングの継続実施、それと山腹保育工の継続実施、それと新規箇所の検討ということを現在やっております。

まず、土砂移動のモニタリングというところで、35ページでございますけれども、出水時の濁水の採水と分析、これは粒度分析をやっているのですけれども、それを15年度、16年度と実施しております。実施しております地点は大戸川で3カ所、支川の天神川で1カ所、それぞれ地点の位置的なところは合流点からの距離で表示しております。15年度は著明な出水がなかったのですけれども、10検体ほど採取できました。それと、16年度につきましては、8月末現在ですけれども2回の出水がありまして、検体を採取しております。それと、それ以降、台風20号、21号とか来てましたので、もう少し最終的にはふえております。やっておりますのは、その上の方に出てますように、橋の上からバケツで採水しまして、それを粒度分析しています。

それと、16年度に入りましてから濁度計を設置しまして、これは大戸川の黒津橋より少し上流です。そのところに、黒津という水位流量観測所があるのですけれども、そこに設置しました。水深方向でいきますと、黒津の水位で+20cmの位置と+60cmの位置の2カ所にセンサーを設置しております。それで、濁度計のデータと、それぞれの出水によって採取しました粒度分析、土砂量、それの相関をとろうということで始めました。これは土砂移動のモニタリングでございます。

それと、山腹の維持管理ということで、保育工、保育A工と書いていますけれども、実施しております。積苗工で今まで施工してきました山腹工事の保育ということで、クロマツの成長を促進させるために、ヒメヤシャブシの4年目、7年目、10年目に間伐して、あわせて施肥をすると、そういう保育工を現在もやっております。それと、新規箇所の検討ということで、新規に砂防設備の設置について検討いたしております。それで、最後の方ですけれども、工程表などを入れております。

それと、課題としましては、そこに書いておりますように、出水時の土砂移動と濁度の相関の解析、これを引き続きやっていきます。それと山腹工につきましては、荒廃移行地といいますが、成長の思わしくないところや、小規模な禿しゃ地につきまして、地元というか、大津市の方で事務局を持っておられるのですけれども、田上山百年の森協議会というのがございますけれども、そこと

も連携しまして、今後禿しゃ地対策ということで検討していきたいと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 工務第一課長 松浦）

琵琶湖河川事務所工務一課の松浦と申します。

私の方から、最後の治水 - 15と35、瀬田川の堤防補強と耐震対策について説明させていただきます。ページにいたしますと、38ページで説明させていただきます。昨年度15年度に、淀川の堤防強化検討委員会で淀川本川等の堤防補強については議論されましたけれども、瀬田川に関しましては後期放流の区間、後期放流によって高水位が長期に続く期間ということで、地震との同時生起等も考慮に入れた検討が必要ということで、38ページの実施内容のところに書きましたとおり、15年度の淀川堤防強化検討委員会での検討内容を踏まえた上で、瀬田川の現地に則した補強手法について検討する技術検討会議、仮称ですけれども、これを別途設置して検討することとしてございます。

右側にその技術検討会議のイメージを示してございますけれども、メンバーにつきましては、学識経験者2、3名程度で現在人選中でありまして、その検討会議を行うに当たって、必要な経験値の調査ですとか、データの整理等を終えたところでございまして、これから技術検討会議を実施していきたいと考えております。最終的には、そこでの指導、助言をいただきながら、補強工法を決定して終了するという予定にしております。課題といたしましては、39ページと、次の耐震のところの41ページのところにあわせて書いているのですけれども、瀬田川の堤防が礫質土が主な堤防でございまして、そのあたりの土質定数の設定方法ですとか、実際、地震度はどういう地震を想定して規模とか震源を与えればいいのかということが課題になってくると思っております。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 建設専門官 水上）

琵琶湖河川事務所の水上です。私の方から、最後になりますが、治水の1から4と、それから計画 - 1の河川レンジャーの方を説明させていただきます。

まず、36ページを見ていただきたいと思います。水害に強い地域づくり協議会ということで、具体的な整備内容ということで、河川管理者と住民団体、それから自治体等で構成される、そういう水害に強い地域づくり協議会を設置しまして、自分で守る、みんなで守る、地域で守る、これをテーマにしまして、検討を実施するように考えております。具体的に実施内容というのを書いておりますけれども、これは大津市を初めとして、湖南、野洲市に最近なりましたけれども、を対象といたしまして、専門的な学識経験等に基づく助言をいただきながら、琵琶湖沿岸、それから野洲川の洪水被害の回避・軽減を目指して進めていくというので、特にこのテーマにつきましては、滋賀県と共同で協議会を設立しております。それが16年8月3日にしております。

右側の37ページの方に、イメージとして具体的にどう進めていくかという話がありまして、まず琵琶湖湖南流域水害に強い地域づくり協議会として、今回は湖南流域を対象地区として設定しております。検討内容が主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者あるいは行政のみでの構成としております。そういう形で進めていきまして、最終的に琵琶湖流域全体の地域づくり協議会ということで、自分で守る、みんなで守る、地域で守るということで、当然住民も参加していただいで進めていくということで考えております。

今現在の進捗状況としましては、第1回協議会が終わりまして、その第2回協議会に向けて担当者レベルの本当に若い方も入れて、行政の方で、いろいろ防災、農政、都市計画、土木、各グループに別れて課題の抽出、その解決に向けた方策をワークショップ的な感じで、多々納委員の指導のもとに実施しております。

次に、河川レンジャーの方ですけれども、ページ数が25ページになっております。

河川レンジャーにつきましては、河川整備の方針で書いておりますけれども、河川整備の推進に当たっては、計画の段階から学識経験者、あるいは住民、住民団体の連携を積極的に行っていくということ。ところが、日常的な信頼関係を築くのが非常に重要であると。その際に、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体、これは仮称ですけれども、河川レンジャーの役割が非常に期待されていると。それで、我々の意見書でも、河川レンジャーの活動する琵琶湖とか淀川水系の河川、湖沼は、当然地域の特性があり多様であると。だから、個性の特性を反映して、ある程度十分な活動を許容する配慮が必要であると。一方、制度として、きちとした形と一貫した取り組みが必要であり、センター機能を有する河川レンジャー会議を、仮称なのですけれども、設置することが必要であるということを意見書をいただいております。

それで、我々は具体的な整備内容の中に、河川レンジャーの役割としましては、当然先ほど言いました、行政と住民の間に介在する、コーディネートするのですけれども、文化活動の助言、それから自然保護活動の助言ですね。それから、河川管理活動の支援という3つのテーマ、役割を考えております。

それから、実際実施内容ということで一番下に書いておりますけれども、河川レンジャーの試行についてのまず取り組みということでやっております。それが、住民が「自ら考え、自ら創る、協働と連携」の実現を基本的な考えとしています。つまり、住民からのボトムアップで河川レンジャーを立ち上げていこうというふうに考えております。

まず、第1ステップとしてやりましたのが、「これからの川や水に関わる活動と住民連携拠点のあり方を考える」ワークショップを開設します。これは、住民の自発的な流域連携ネットワークの

きっかけづくりをしていこうということで、具体的に26ページをあけていただきますと、そのフローの流れがあります。これはあくまで案ですので、琵琶湖河川事務所の考えた案ということで考えております。

このフローは逆フローなのですけれども、ボトムアップですので下から見ていただきたいということで、一番下のところに住民主体の流域連携に向け、一般公募によるワークショップ、先ほど説明しましたように、これが大体ここの5月から7月、3回開催しております。これは大体延べ150名、大体1回50名ぐらいの方が来られて、グループを6グループに分けてワークショップをしております。その中には、個人の方もおられます。そして、内容としましては、文化・歴史・芸術・環境保全とさまざまな方がおられまして、学生の方も含まれております。

それを立ち上げてきて、現在、テーマ別に環境保全とか子供環境、協働活動とか、そういうテーマ別に準備会を開催しております。それが今、今月何回か、夜とか昼、いろんな時期に、私ども河川管理者も一緒に入って、この準備会を立ち上げてしているところです。その準備会を立ち上げて、このテーマのところに、役割を皆さん決めていただいて、リーダーを決めて協議会を開催する。そして、その協議会から、皆さんに集まっていただいて、連携による住民主体の流域連携活動組織をこの二重丸の横ですけれども、つくっていくと。

一方、先ほど、やはりきちとした制度等をつくり上げないといけませんので、第三者的というのは、中立的な組織ということで、アドバイザーセンター始動ということで、これは学識者、有識者ということで、役割、内容は制度の創立、それから支援ということで、これは河川管理者が任命するということで、そういう、当然任命するに当たっては、連携による住民主体の流域連携活動組織の、この意見をいただいたり、皆さんいろんな意見をいただいてつくっていくというので考えております。

一方、住民主体の流域組織の完成が、次に上の方に上がっていきますけれども、コーディネーターの育成ということで、先ほど言いましたように、河川レンジャーというのはやっぱりコーディネーター的なものがありますので、これは協議会のメンバーへ、住民連携型組織への支援の中から河川レンジャー候補が生まれるように、先ほどのアドバイザーセンターが支援とか育成しながら進めていくと。それで、そのときに制度、設立ができますので、広く河川レンジャーを公募していったら、当然下から上がってきた人も含めて、一般の活動住民も含めて、河川レンジャーの公募をします。

これによって河川レンジャーが誕生します。これによって、あと試行ですけれども、このアドバイザーセンターと、それから河川管理者、それから連携による住民主体の活動組織と一緒にあって、試行・支援を行う河川レンジャー支援会議というのを持って、これを進めていきたいというので考

えております。以上、河川レンジャーについてです。

以上で報告を終わらせていただきます。

○川那部部会長

ありがとうございました。短い時間でご無理を申しましてやっていただいてありがとうございます。それでは、きょう見てきょうということですが、特に何か今ご発言になるようなことがございましたら。どうぞ、今本さん。

○今本委員

9ページのところに河床低下とありますが、土砂の問題のところ、専門家からのアドバイスというのを書いていますね。これを見ますと、県管理区間の植生を抜根し、土砂供給を行い、伏流水を防止すれば河床安定が図れるのではないかという意見を出しておられます。

私はこれを見まして、河川整備計画における環境重視だとか、川が川をつくるといった視点が欠けているんじゃないかという気がしました。ぜひ複数の専門家にも聞いてみてください。

○川那部部会長

ありがとうございました。ほかにございせんか。寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

いわゆるどういたしますか、河川整備について、直轄区間について、大体の現在やっているところを説明いただいたと思うのですが、特に今回、琵琶湖関連では県管理区間というのが多いわけで、そことの連携もやっていくということになっているわけなのですが、その辺はどの程度行われているのか。特に、樹木の伐採のことも野洲川等であったのですが、例えば高時川とか姉川ではどういう具体的な連携が行われているのかというあたりはいかがでしょう。

○川那部部会長

ほかに何かございますか。それでは、質問のようですから、答えられることがあったら教えてください。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。

まずは「隗より始めろ」ではないのですが、直轄としてやるべきことはやらないと、連携という意味もなさないと思いますので、まずは直轄区間で何をすべきかということをはっきりとした上で、直轄区間ではこんなことをやっていますよということを、県の管理者にもお伝えして、同じような形をとりましょうということはやりたいと思っています。それがまず基本的な我々の考え方です。

その中で例えば、河川利用保全委員会の中でも、それは当然県との連携という議論がありまして、その委員会の役割の中で、その他という形で書いておりますが、ここに関しては、基本的には直轄管理区間に対する占有について、個別の案件等議論をいただいたり、理念を、基本方針を示していただくという役割をお願いしているわけですが、当然河川の区域の中にかかわらず、広く利用、保全についてはかかわる問題もありますので、それについては幅広くご議論をいただいて、それを我々は受けて、県管理区間、あるいは河川区域以外に対しても何か連携できるものがあれば、その時点その時点で調整を図っていきたいというふうに考えております。

そういう形で、今現在は直轄区間についての報告ということでさせていただいておりますが、そういう形で連携したいと思っておりますし、樹木の伐採についても、直轄区間でこういう考え方をやっておりますよということを示すことによって、個々具体のところについての考え方を示せると思っております。あとは個々具体的に業務の中というか、計画をつくっていったりする中で反映させていきたいというふうに考えております。

○川那部部長

急いでください。

○嘉田委員

今回の河川レンジャーのテーマは、 、つまり部会に意見、アドバイスをいただきたい項目ということになっておりますので、責任上コメントなり意見をすべきだと思いますので、手短に申し上げさせていただきます。河川レンジャーの試行ということで、こちらの意見書に合わせてやっていただいていること、大変うれしく思います。

この間も、9月26日、大戸川の視察のときに河村所長さんが地元の方と会っておられて、多分琵琶湖河川事務所長さんが、直接住民の方とフェイス・ツー・フェイスで会われるチャンスは今までもしかしたら余りなかったかもしれないですね。そういう場をつくるという意味でも大変よかったと思うし、それから今までの仕事のやり方と大変違うやり方だろうと思いますので、ぜひとも気長に確実に地域のキーパーソンを発掘しながらやってほしいという、そういう一つのご支援のアドバイスでございます。

具体的に、余り長くなるといけないのですが、とはいえ、県や市町村が既に随分と琵琶湖にかかわる人たちを発掘して活動しておりますので、国のフレームだけではなくて、先ほどの寺川さんの意見とも共通なのですから、既に県や市町村がやっているフレームともうまく連携できるような形で河川レンジャーということをおこなっていただけたらというのが要望でございます。

○川那部部会長

ありがとうございます。ほかにございませんか。はい、どうぞ、三田村さん。

○三田村委員

お願いします。直接には関係ないのかもしれませんが、水位低下のところで、ラジオだったでしょうか、あれを聞きまして、少し気になりました。「人間だけにしかできません」、その後に「国土交通省」とおっしゃったですね。国土交通省だけにしかできないと解釈される表現は、一般にはまずいと思います。人がお手伝いするという視点から、次回に作成されるときには改善していただければと思います。川に生かされたという標語がありますように、ぜひそのように改めていただきたいと思います。

○川那部部会長

松岡さん、どうぞ。

○松岡委員

松岡です。31ページの件なのですが、一応、水位低下、水位のこういう関係で影響が出たという説明があったと思うのですが、これについて、例えば生物にはある程度謙虚に見られた部分があるんだと思うのですが、例えばこれを育てているヨシ帯とかの、多分水位が下がることで、本来水につかってなければならぬヨシ帯が陸に上がることで、陸ヨシになる可能性は十分にあると思うのです。多分こういう影響はまだ何の形で表現されていないので、例えば水が本来あるべき姿であればヨシであるはずが陸ヨシになってしまうと、多分この水陸移行帯の重要な働きを欠くことになると思うのです。その辺もちょっと影響が多分形になって出るはずだと思うので、検討していただきたいと思います。

○川那部部会長

ほかには、はい、仁連さんどうぞ。急いで。

○仁連委員

利水のところですが、13ページですが、先ほど課長さんから、のみならず早急に実施ということがあったのですが、この委員会で検討している段階までにどうも結論が出そうにない、14ページを見てみると、相手があることですから、国土交通省だけでやれないということがありまして、この結果が今の委員会の結論に生かされない。生かされないとしてもこの作業は進めるべきだと思うのですが、というふうに判断してよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川環境課長 豊口）

河川環境課長の豊口です。

まさに、早急にやらなければいけないと思っていて、相手のいる作業なので、確実にということ
はなかなか難しいですけれども、できるだけ皆さんにご審議いただけるようなタイミングで結果を
お示しできるように努力してまいりたいと思っております。

○川那部部会長

2つ。いじわるじゃなくて、1つほめて、1つお願いですが。

7ページ、先ほど今本さんもおっしゃったことに近いかわかりませんが。右の図の上の方に 、
、 、 と書いてありますね。これを見ていると、 番がいいように見えますね。必ずしもそう
であるかどうかよくわかりませんね。ここで河床が安定している状況というのは何かわかりません
けれども、ひょっとしたら洗掘している方がいい場所だってあり得るわけで、その辺は先ほどの今
本さんではありませんけれども、かなり広くいろいろなことが考えられるんだと思います。

それから、31ページ。これは言葉のいじわるだけですが。実施内容のところ、生物調査の結果、
何とか判明、判明、判明と書いてありますけれども、これはだれにとって判明したのか。コロンブ
スがどこかへ行って、新大陸を発見したような感じがして仕方ありません。つまり、こんなこと
は判明はとっくに判明しているわけで。論文に書いてあるだけでも1960年ぐらいはほとんどそうで
すから。判明という言葉をお使いにならない方がかしこいです。

それから3番目は、幾つかのところで滋賀県とあれをしながらやってらっしゃることは敬意を表
します。そのことをほかの方もおっしゃったように、ほかのものについてもそれをできるだけやっ
ていただきたい。例えば先ほどは、樹木を切る話がありましたけれども、例えば瀬田川水辺協議会
というのは、当然瀬田川は直轄ですけども、ほかのところもやるというのが本来の姿だと思います。
滋賀県の方が乗らないと言うたら、それは乗らない方がおかしいですから、ぜひ必ず議論はしてい
ただいた上できつとしてらっしゃるのかもしれませんが、そういうところもできるだけ直轄
でないところを広げていただきたいと思います。

というようなことを勝手に申しましたけれども、これはきょうなので、後で申し上げますけれど
も、これに関する意見を、やはり各人から文章でぜひお願いしたいと思いますので、あとでちょっ
と具体的なことは申し上げますけれども、よろしくお願いいたします。

というようなところで、とりあえずきょうのところはよろしゅうございますでしょうか。

〔その他〕

○川那部部会長

そしたら、せっかくですので、皆さんからご意見をいろいろあったらお聞きしたいのですけれど
も、その前に順序としたら、普通とは逆かもしれませんが、スケジュールの方を先に庶務の方から

言うていただけますか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

はい。それでは、資料4に基づきまして、スケジュールを説明申し上げます。まず、琵琶湖部会ですけれども、直近の会議のみ申し上げたいと思うのですが。次回11月8日、大津プリンスホテルで予定しております。それで、ミスがございまして、30回の琵琶湖部会、12月15日で、以前のご案内でこれは夕方の時間帯になっていたのですが、今お手元の時間帯で間違えてまして、13時30分からになっていますけれども、これを16時から19時に修正いただくようお願い申し上げます。どうも申しわけありません。

それと、直近の委員会ですけれども、10月25日月曜日、マイドームおおさかで開催予定しております。また、ほかの地域部会ですけれども、淀川部会、これが10月19日火曜日ですけれども、カラスマブラザ21。それと、猪名川部会、これが10月21日になりますが、天満研修センターで開催予定です。さらに、ダムワーキングですが、次回第7回のダムワーキングを、来週10月18日の月曜日ですけれども、これは委員の方々の周知ということを含めて、10時から17時という形になっていますが、右側の欄にございますように、10時から15時は委員間の学習会という形で運営し、ダムワーキングとしての会議が15時から17時という形になります。これはカラスマブラザ21で開催予定です。スケジュールにつきましては以上になります。

○川那部部会長

では、そのスケジュールに合わせてお願いを幾つかさせていただきたいと思います。1番目は、きょうの第1番目の議題にございました、基礎原案ではなくて、基礎案に対する具体的な整備内容シートについて、大変お忙しいところ申しわけございませんが、10月末日までに、ご意見のある場合は、ぜひお出しいただきたい。ない場合は、これはそのまま結構ですという、少なくとも消極的賛成という意見であるのであるということを十分にお考えの上でお書きいただきたいと思います。

それから、ちょっと妙なことを言えば、そういう基礎案のところの整備内容シートには出ていない問題で、これは整備内容シートに必ず入れて検討すべきであるというふうに申した項目が過去にありますので、それを一応見ていただいた上で、改めてこれは基礎整備内容に入れるべきであるとお考えになるものは、つまりここにはないものについてもそれは必要だと思うものがあれば書いていただくということを、我々もしますので、ぜひお願いしたいと思います。

それが1番目で、10月末日で、相済みませんが、庶務の方へどうぞよろしくお願いします。それのことの中、まとめは江頭さんをお願いするというふうに先ほど決めました。

2番目はダムに関する問題でございますが、ダムワーキンググループにかなりこの方も入って

いらっしゃいますけれども、きょうも少し議論があったかもしれませんが、あるいはダムワーキンググループに入っていない方は、その辺に対する情報というよりは、議論の仕方で少し少ないところがあるというようなこともあるいはあるかと思います。そういう点では、まず第1番目に、ダムのワーキンググループ、10月18日の分は、もしお時間がつけばぜひ参加していただきたいと存じます。先ほど庶務の方から、15時から17時がダムのワーキンググループで、それまでは学習会だというふうに、まさにそのとおりでございますけれども。

この学習会はワーキンググループに入っていない人は来てはいけないという意味では全くありませんので、淀川水系流域委員会の委員は、学習会の方にも出ていただくことが大変望ましいということでございますので、ぜひそれをお願いいたしたいと思います。

それから、琵琶湖部会と、都合によってはダムワーキンググループ、あるいはその中の特に3つのダムのサブワーキンググループというようなところでは、あるいは合同の会議を開く方がいいのではないかというふうに考えております。もちろん、日程の調整を、これ、ここの琵琶湖部会の方は物すごく忙しい方が多いので、1月まで言うておいてもどうかというぐらいですが、大変難しいことはございますけれども、この琵琶湖部会の日程のときであるとか、あるいは先ほどダムワーキンググループがおやりになるように、この前後というふうなところを考えると、あるいは非常に早い時間にまた改めて日をお聞きするというようなこともあるかもしれませんけれども、恐らく11月ぐらいには一遍ダムワーキンググループとの合同をやった方がいいのではないかと私自身思っておりますので、特にご異存がなければそういう方向で考えさせていただきたいと思います。

それから、これはほかの方にどなたか言っていただいた方がいいのですが、時間があれですから言ってしまうと、琵琶湖部会における一つの非常に大きな問題というのは、やはり水位の操作・変動の問題と、それに関連する沿岸部の問題だと思います。これは淀川部会あるいは猪名川部会では、本当はあるのでしょうかけれども、それほど大きな問題にはなかなかない問題だと思いますので、このことは琵琶湖部会としてはどうしても議論をしないといけないということになると思います。それで、どこかの時期に、これを集中的にダムと同じように議論するということはぜひ必要だと思っておりますので、ぜひその点についてお願いいたします。

それで、聞き及ぶところによればと言うたらいいのかな。琵琶湖河川事務所がおつくりになっている専門家の集まりの中に、水位及び沿岸の何かワーキンググループか何かがあって、たしか西野さんは、ここの方にいらっしゃる方の中では、えっ、どなたですか。

○西野委員

嘉田さんがリーダーです。

○川那部部会長

嘉田さんがリーダーですか。そしたら、嘉田さん、西野さんというところあたりで、そこの方にやっていただきたいという意味ではありませんけれども、水位あるいは沿岸のような問題について、ある程度まとめていただいたようなものが、そこでのものも含めて、まとめていただいたものをどこかで提案をしていただいて、ここで集中的に考えるというのを、やっぱりどうしてもやらないといけないのではないかと考えておりますので、済みませんが、あるいは12月ぐらいのことになるのかもしれませんが、まことに申しわけありませんが、嘉田さん西野さんというところで、ぜひそのことについてお考えをいただきたいと思います。

これはここの琵琶湖部会でずっと言っていることなので、あえて繰り返しますと、現段階において、つまりいわゆる「河川管理者」、国である「河川管理者」が、ここまではやれるという問題と、そこだけでは到底、今の段階ではやれない問題で、しかしいろんなところの調整やら何やらをいろいろやりながらやらなければいけない問題というような2つが当然にあると思いますけれども。ここの琵琶湖部会は意見書その他で、前の方の問題だけではなくて、後の方の問題もある程度の時間かかるとしても、それはぜひ考えて、どういうやり方がいいのかということを議論してもらいたいという言い方をずっと続けて言ってきておりますので、水位の問題については、当然に今「河川管理者」の一存という悪いですけども、それでも大変な周りとの調整があると思いますけれども、調整の範囲内で、近くやれそうなことと、そこでは到底無理かもしれないけれども、将来にわたってできそうなこととということについても議論をさせていただきたいというふうに思います。ぜひ、済みませんが、嘉田さんと西野さん、よろしくお願いいたします。

一番最後は、先ほどの進捗状況の問題でございますけれども。これはきょう出たところですので、これはまたぜひ皆様のご意見をお願いいたしたいと思います。10月末と言うたらあんまりやと思うので、先ほどのものが10月末と申しましたから、例えば10月半ばというようなところでご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。これはどなたかにまとめていただくかはすぐには決めませんけれども、またきつとどなたかにお願いすると。

○寺川委員

11月ですか。

○川那部部会長

ごめんなさい、11月15日ぐらいにさせていただきたいと思います。ここのところは繰り返しになりますけれども、きょうは二重丸をつけたものについて進捗状況を詳しく話をさせていただいて大変よくわかったのですけれども、二重丸でないようなものについても、先ほどのものには1行ずつぐ

らい書いてございましたので、このところについてはどうであるか、特にそういうことについて聞きたいというようなことがありましたら、それも含めて書いていただくということにさせていただきます。

というようなところが、スケジュールに関連するところで、ダムの問題、それから水位及び沿岸の問題というのは、大変琵琶湖部会にとっても重要であろうと思いますので、ぜひその辺のところをよろしく願いしたいと思います。

というところまでは、お願いばかりしてしまいましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。はい、どうぞ、西野さん。

○西野委員

整備内容シートに対する具体的意見なのですが、皆さんが全部を見るというのは、時間的に大変だと思うので、1つ提案なのですが、以前に出された整備にシートについて、それぞれ分担をして意見を出したと思うのですが、その分担をされた部分を中心に見ていただいたらというふうに思いますけれども。

○川那部部会長

済みません、ぼけて忘れておりました。そのことを全く忘れておりましたので、それでは、どなたというのは忘れていたのですぐに言えませんが、おのあの御存じのはずですので、基礎原案について担当なさった方はぜひそれをお考えください。それから、庶務の方には、もちろん受け継ぎがあるはずですから、庶務の方から基礎原案に対する整備内容シートについて、だれが責任を持つべきであるかというのを調べ出していただいて、できるだけ早く、全員に、あなたはだけではなくて、だれだれさんはどうであるというのを教えてください。もちろん、それ以外の方が出してくださいことはもちろん大事ですが、その方々、恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。ということでよろしゅうございますでしょうか。

そうすると、2分ほどおくれたのですが、これは久しぶりでございますので、部会委員の方から、このことだけはぜひ言っておきたい、あるいは11月以後のときに、私は今のことしか申しませんが、このことは琵琶湖部会としてぜひ議論しておかないといけないということがございましたらおっしゃっていただきたいのですが。

はい、中村さん、どうぞ。

○中村委員

先ほど、一番最初に若干話題になったのですが、今本先生がおっしゃられたことと非常に関係するのですが、河川整備計画の目標ということで、環境、治水、利水があって、その環境の中

に、この琵琶湖部会だけに非常に特異的に重要な課題として、自然環境への不可逆的な致命的な影響がある場合の取り扱いを検討する必要があるという部分があるわけですね。

それで、意見書の方に、この同じところ、同じ課題について、複数の機関が連携して関連する既存情報を活用し本格的な総合実測調査を行い、さらに科学者、パネルなどを含む第三者によって本格的な解析を進め、その評価を得ることが不可欠であり、とりあえず連携の仕組みを検討しなければならないという文があって、これは琵琶湖部会の課題ですので、その扱い方を含めて、次回ぐらいいには決めるべきじゃないかなと。

既に河川管理者の方で、若干それに向けた準備的な調査もやっていただいておりますし、それから先ほどの琵琶湖の専門家会議の中で若干議論していただいているのですが、やっぱりこれは琵琶湖部会としても非常に重要な課題ということで、これはダムの問題と切り離して、河川整備計画を目標とする場合のこの問題をどう位置づけて、琵琶湖部会の最終的な報告の中にどう位置づけるかということはぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう1つ、非常にプラクティカルな提案なのですが。先ほど、前回の基礎原案のときの担当の分担をしてまとめたのですが、私がやったのですが、なかなか大変なんですね。大変というのは、皆さんが個々でそれぞれ考えてやるのは難しい部分があって、非常に意見も濃淡があったということですので、一度、私はできたら集まってやるということを10月の後半に、そのための目的に琵琶湖部会の有志というか、その関係者で、自分ひとりでやるよりもそういう中でやった方がきちっと整理できるということがあれば、そういうやり方は一つの方法かなと。私は前回基礎原案のときの意見をまとめるときに非常にそこを強く感じましたので、もしそういうことが可能であれば企画したいなと思います。以上です。

○川那部部会長

ほかにご意見はありますか。今の件は皆さんどう思われますか。

ごめんなさい、僕、そのことまで、中村さんにお願いしたことまで忘れてて、本当に申しわけないです。大変だったとおっしゃるのはよくわかりますので、恐らく正式の部会を開くことはほとんど不可能だと思いますから、有志でも構わないからという形で集まった方がいいかもしれませんね。

○中村委員

では、私の方から、そういう呼びかけをして、それに出ていっていただいて、そこでやった方がいいという方については、そういうやり方で意見をまとめてさせていただきます。

○川那部部会長

そしたら、先ほど私がお願いしたのは撤回します。江頭さん、逃げていただいて。

○中村委員

いやいや、そういうことじゃなくて。その集まってこられた方で、個々に出される方については、当然江頭先生のところに直接いきますし、我々の方からも江頭先生の方に行く。

○川那部部会長

そしたら、こうしましょう。江頭さんと中村さん、基礎原案のときの、まさにお願ひしたのに、今思い出して本当に申しわけございません。しかも、大変なことを。

江頭さんと中村さんとで、それをお願いするということで、必要であると思われればどちらかが声をかけていただいて、できるだけたくさんの方に集まっていただくと、そういうことにいたしましょうか。

スケジュール的なことだけで申せば11月末というふうに申し上げたのですが、つまり中村さんのお話では、それをもうちょっと早くして、11月中にやった方がいいのか、あるいは11月の締切りでいいから。ああ、ごめんなさい、10月末でいいから11月の初めにそういう会を開くということでもいいのか、どっちがよろしいですか。

どうぞ。

○江頭部会長代理

江頭です。

整備内容シートに関する意見を、やはり10月の末日を目標にお寄せいただいて、それを幾分一つの視点で分類して、そういう作業が一たん要るわけですね。それから、これでいいかという、そういう会合が必要に多分なるんだと思うのですよね。そういうことですね。

○中村委員

ちょっとよろしいですか。

○江頭部会長代理

その前に、環境に対して、不可逆的な影響の問題、それは非常にシビアな問題ですが、その問題を言われたのかなという、そういう雰囲気聞いていて、ちょっとよくわからなかったのです。

○中村委員

2つ全く別なお話なのですが、前者の作業ですね。個々の委員の方々に作業をして、きちっとまとめていただいて、部会に出すというスケジュール的なことでいくと、私は11月8日という日が琵琶湖部会になっていますよね。

○川那部部会長

その前の方がいいですか。

○中村委員

ええ、その前に、もし集まれる方がおられれば集まって、11月8日に何か出すのかなという気がしたのですよ。そうじゃなければ、12月15日になっちゃいますよね。

○川那部部会長

済みません、最終、こういうふうにさせていただきます。皆さんに申しわけございません。11月30日と申したのをちょっと早くさせていただいて、25日というふうにさせていただきたいと思います。そして、江頭さんは、10月25日までに整備シートに関する意見を出してください。そして、江頭さんはちょうど10月中いらっしゃらないそうですから、中村さん、申しわけございませんけれども、そういうふうに整理をしていただいて、11月の初めあたりに、8日よりも前に集まって何とかすることにして。ということで、その辺の具体的なことはお2人でご相談いただくとして、まことに相済みませんが、整備シートに関する各人のご意見をいただくのを、きょうは13日ですので、今から15日ぐらい後と申したのを、5日ぐらい早めていただいて、10月25日に皆さんお出しいただくようにということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、それとは全く今度は別に中村さんがおっしゃった、致命的、不可逆的という問題はかなり大きな問題でございますので、これについてはまた後で相談をいたしまして、できるだけ早い機会に議論をするということにさせていただきたいと思います。これはちょっとまだ事務的にというか、各人から出していただいたということにはならないと思いますので、このことは少し考えさせていただいて、やらせていただきたいと思います。

ということで、ほかに一般的なご意見はございませんでしょうか。はい、寺川さん、どうぞ。

○寺川委員

先ほど、整備局の方から出していただきました今後の進め方というか、具体化の中で、非常にたくさん委員会とか会議ができるのですけれども、その委員会の人選につきましては、先ほど河川レンジャーについてかなり具体的にフロー図を出していただいているのですけれども、そういったさまざまな委員会がどのような構成で、人選で行われるかというのは、非常に今後の河川整備を左右していくことになると思いますので、非常に難しい部分かも知れませんが、本当にいい河川整備が行われるような人選に心がけていただきたいということだけをお願いしておきたいと思います。

○川那部部会長

その点は、そういうふうに要望がございますので、それはお決めになるのはそちらのことですけ

れども、どうぞよろしくお願いいたします。言うまでもないことですが、ここの委員会の人選のときには二重のやり方をとって人選をいたしまして、次の新候補というところにも、原則としては二重のやり方をするということで第1回が動いたようでございますので、そのことも十分に考慮された上でいわゆる「河川管理者」がその点はお決めいただくことかと思っておりますので、寺川さんからそういう意見があったかということを理解していただければそれでよろしいかと思っております。

そのほかにはございませんでしょうか。

そしたら、時間が12、3分おくれましたけれども、どうもきょうはありがとうございました。11月からは一月に少なくとも1回、ひょっとすると妙なものが入るかもしれませんが、どうぞよろしくお願いいたします。おのおの方、大変だということはよくわかっておりますし、またこういう会は、少しひまな人間だけがやる話ではなくて、忙しい人がそれなりに入らないといけないということがあるので、大変だということは存じておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、庶務の方にお返しいたします。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、これで第28回琵琶湖部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

〔午後 1時14分 閉会〕

■ 第28回琵琶湖部会（2004/10/13）議事録

■ 議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
- 2．確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめぐりて期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
- 3．延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。